

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
第 4 章 コンテナ特例法関係						第 4 章 コンテナ特例法関係					
(適用国)						(適用国)					
0-3 コンテナ条約及び TIR 条約の加盟国は、次のとおりである。						0-3 コンテナ条約及び TIR 条約の加盟国は、次のとおりである。					
(平成 23 年 5 月 13 日現在)						(平成 19 年 3 月 31 日現在)					
国名	コンテナ条約	TIR 条約	国名	コンテナ条約	TIR 条約	国名	コンテナ条約	TIR 条約	国名	コンテナ条約	TIR 条約
<u>アイルランド</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>スロベニア</u>	<u>○</u>		<u>アイルランド</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>スロベニア</u>	<u>○</u>	
<u>アフガニスタン</u>		<u>○</u>	<u>セルビア</u>	<u>○</u>		<u>アフガニスタン</u>		<u>○</u>	<u>セルビア</u>	<u>○</u>	
<u>アメリカ合衆国</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>ソロモン</u>	<u>○</u>		<u>アメリカ合衆国</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>ソロモン</u>	<u>○</u>	
<u>アルジェリア</u>	<u>○</u>		<u>チェコ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>アルジェリア</u>	<u>○</u>		<u>チェコ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>アルバニア</u>		<u>○</u>	<u>デンマーク</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>アルバニア</u>		<u>○</u>	<u>デンマーク</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>アンティグア・バーブーダ</u>	<u>○</u>		<u>ドイツ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>アンティグア・バーブーダ</u>	<u>○</u>		<u>ドイツ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>イスラエル</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>トルコ</u>		<u>○</u>	<u>イスラエル</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>トルコ</u>		<u>○</u>
<u>イタリア</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>トルニダード・トバゴ</u>	<u>○</u>		<u>イタリア</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>トルニダード・トバゴ</u>	<u>○</u>	
<u>イラン</u>		<u>○</u>	<u>日本</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>イラン</u>		<u>○</u>	<u>日本</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>英国</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>ノルウェー</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>英国</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>ノルウェー</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>オーストラリア</u>	<u>○</u>		<u>ハンガリー</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>オーストラリア</u>	<u>○</u>		<u>ハンガリー</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>オーストリア</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>フィンランド</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>オーストリア</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>フィンランド</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>オランダ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>フランス</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>オランダ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>フランス</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>カナダ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>ブルガリア</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>カナダ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>ブルガリア</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>カメルーン</u>	<u>○</u>		<u>ベルギー</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>カメルーン</u>	<u>○</u>		<u>ベルギー</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>カンボジア</u>	<u>○</u>		<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>	<u>○</u>		<u>カンボジア</u>	<u>○</u>		<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>	<u>○</u>	
<u>キプロス</u>		<u>○</u>	<u>ポーランド</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>キプロス</u>		<u>○</u>	<u>ポーランド</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>キューバ</u>	<u>○</u>		<u>ポルトガル</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>キューバ</u>	<u>○</u>		<u>ポルトガル</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>ギリシャ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>マラウイ</u>	<u>○</u>		<u>ギリシャ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>マラウイ</u>	<u>○</u>	
<u>クウェート</u>		<u>○</u>	<u>マルタ</u>		<u>○</u>	<u>クウェート</u>		<u>○</u>	<u>マルタ</u>		<u>○</u>
<u>クロアチア</u>	<u>○</u>		<u>モーリシャス</u>	<u>○</u>		<u>クロアチア</u>	<u>○</u>		<u>モーリシャス</u>	<u>○</u>	
<u>シエラレオネ</u>	<u>○</u>		<u>モロッコ</u>		<u>○</u>	<u>シエラレオネ</u>	<u>○</u>		<u>モロッコ</u>		<u>○</u>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
ジャマイカ	○		モンテネグロ	○		ジャマイカ	○		モンテネグロ	○	
スイス	○	○	ヨルダン		○	スイス	○	○	ヨルダン		○
スウェーデン	○	○	ルクセンブルク	○	○	スウェーデン	○	○	ルクセンブルク	○	○
スペイン	○	○	ルーマニア	○	○	スペイン	○	○	ルーマニア	○	○
スロバキア	○	○	ロシア		○	スロバキア	○	○	ロシア		○
第 1 節 コンテナの通関及び承認						第 1 節 コンテナの通関及び承認					
<p>（コンテナの意義）</p> <p>2-1 コンテナ条約第 1 条 (b) 又は TIR 条約第 1 条 (c) に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1) 「リフトバン」とは、主として一般貨物の運送用に使用される容器であつて、トレーラー、トラックその他の輸送手段に容易に積戻しができる箱型のものをいう。</p> <p>(2) 「可搬タンク」とは、主として液体貨物、粉状貨物等の運送用に使用される容器であつて、輸送手段に固定されていない耐圧性のものをいう。</p> <p>(3) 「その他これらに類する構造」とは、例えば、ドライコンテナ、折りたたみ式小型コンテナ等のように全面的に積荷部分が密閉可能の構造、又は例えば、シート掛けコンテナのように部分的に囲われているが、コンテナの床と上部構造とによつて密閉コンテナと同様に積荷部分を密閉することができる構造をいう。</p> <p>なお、プラットフォームコンテナは、積荷部分を密閉できる構造のものではないので、本条にいうコンテナには含まない。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 「1 立方メートル以上の内容積を有する」とは、コンテナの内法の高さ、幅及び長さに乗じた容積が 1 立方メートル以上であることをいう。</p> <p>なお、内容積が 1 立方メートル未満のコンテナについても、小型コンテナのうち、ほぼ 1 立方メートルに近い内容積を有し、かつ、その構造、機能、管理方法等が通常のコンテナと同一に認められるものについては、便宜、コンテナ条約第 1 条 (b) 及び TIR 条約第 1 条 (c) のコンテナに含まれるものとして、両条約、法及び本通達を適用して差し支えない。</p>						<p>（コンテナの意義）</p> <p>2-1 コンテナ条約第 1 条 (b) <u>《コンテナの定義》</u> 又は TIR 条約第 1 条 (c) <u>《コンテナの定義》</u> に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1) 「リフトバン」とは、主として一般貨物の運送用に使用される容器であつて、トレーラー、トラックその他の輸送手段に容易に積戻しができる箱型のものをいう。</p> <p>(2) 「可搬タンク」とは、主として液体貨物、粉状貨物等の運送用に使用される容器であつて、輸送手段に固定されていない耐圧性のものをいう。</p> <p>(3) 「その他これらに類する構造」とは、例えば、ドライコンテナ、折りたたみ式小型コンテナ等のように全面的に積荷部分が密閉可能の構造、又は例えば、シート掛けコンテナのように部分的に囲われているが、コンテナの床と上部構造とによつて密閉コンテナと同様に積荷部分を密閉することができる構造をいう。</p> <p>なお、プラットフォームコンテナは、積荷部分を密閉できる構造のものではないので、本条にいうコンテナには含まない。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) 「1 立方メートル以上の内容積を有する」とは、コンテナの内法の高さ、幅及び長さに乗じた容積が 1 立方メートル以上であることをいう。</p> <p>なお、内容積が 1 立方メートル未満のコンテナについても、小型コンテナのうち、ほぼ 1 立方メートルに近い内容積を有し、かつ、その構造、機能、管理方法等が通常のコンテナと同一に認められるものについては、便宜、<u>コンテナ条約第 1 条 (b) 《コンテナの定義》</u> 及び TIR 条約第 1 条 (c) <u>《コンテナの定義》</u> のコンテナに含まれるものとして、両条約、法及び本通達を適用して差し支えない。</p>					

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(コンテナに対する免税の適用)</p> <p>3-1 外国から本邦に到着したコンテナで、コンテナ条約第 2 条に規定する条件を満たすものについては、同条の規定を直接適用して関税及び消費税（以下「輸入税」という。）を免除する。<u>なお、船会社等が購入のため輸入するコンテナであっても、輸入後貨物の運送の用に供されるものについては、同様に取り扱う。</u></p> <p>上記のコンテナについて、輸入者が定率法第 14 条第 11 号又は第 17 条第 1 項の規定により関税の免除を受けることを希望する場合には、これを認めて差し支えない。</p> <p>(コンテナの輸入申告)</p> <p>3-2 コンテナ条約第 2 条の規定の適用を受けてコンテナを輸入する場合の輸入申告については、次による。</p> <p>(1) 外国から本邦に到着したコンテナで陸揚げされたものについては、実入りコンテナ（貨物が詰められているコンテナをいう。）であって、その内蔵貨物につき保税運送の承認を受けて本邦において運送されるもの又は陸揚げされた保税地域に当分の間引き続き蔵置されるもの等を含め、原則としてその陸揚げ後直ちに輸入者ごとに一括して輸入申告を行わせる。</p> <p>ただし、陸揚げされるコンテナが大量である場合等で、全量を陸揚げ後一括して輸入申告をすることが困難な事情があると認められる場合には、適宜、分割して輸入申告をさせて差し支えない。</p>	<p>(国際運送の意義)</p> <p>2-2 法第 2 条第 2 号《定義》に規定する国際運送の意義については、次による。</p> <p>(1) 「国際運送」には、コンテナ詰された外国貨物の運送のほか、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする内国貨物の運送であつても、外国を仕出地又は外国を仕向地として、本邦内の運送と本邦外の運送とが同一のコンテナにより引き続き行われるものを含む。</p> <p>(2) 貨物の国際運送の途中において、当該貨物の輸出入申告に係る税関検査、植物検疫、緊急を要する修理等コンテナの管理者の責に帰することができない理由によりやむを得ずその内蔵貨物の詰め替えを行う場合は、この号にいう「詰め替えられる」場合には該当しないものとして扱う。</p> <p>(コンテナに対する免税の適用)</p> <p>3-1 外国から本邦に到着したコンテナで、コンテナ条約第 2 条《免税一時輸入》に規定する免除の要件を満たすものについては、<u>その輸入申告の際同条の規定を直接適用して関税及び消費税（以下「輸入税」という。）を免除する。この場合において、船会社等が購入のため、輸入するコンテナであつても、輸入後反復して国際運送の用に供されるものについては、同様に取り扱う。</u></p> <p><u>なお、上記のコンテナについて、その輸入者が定率法第 14 条第 11 号《無条件免税》又は第 17 条第 1 項《再輸出免税》の規定の適用を特に希望する場合には、正規の輸入手続をとることを条件として、これらの規定を適用して関税を免除して差し支えない。</u></p> <p>(コンテナの輸入申告)</p> <p>3-2 コンテナ条約第 2 条《免税一時輸入》の規定の適用を受けてコンテナを輸入する場合の輸入申告については、次による。</p> <p>(1) 外国から本邦に到着したコンテナで陸揚げされたものについては、実入りコンテナ（貨物が詰められているコンテナをいう。<u>以下同じ。</u>）であって、その内蔵貨物につき保税運送の承認を受けて本邦において運送されるもの又は陸揚げされた保税地域に当分の間引き続き蔵置されるもの等を含め、原則としてその陸揚げ後直ちに輸入者ごとに一括して輸入申告を行わせる。</p> <p>ただし、陸揚げされるコンテナが大量である場合等で、全量を陸揚げ後一括して輸入申告をすることが困難な事情があると認められる場合には、適宜、分割して輸入申告をさせて差し支えない。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 令第 2 条に規定するコンテナリストの提出は、原則として税関様式 A 第 1000 号によるものとし、2 通を当該コンテナが置かれている場所の所在地を所轄する税関官署の貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）に提出することにより行わせる。この場合において、船会社等が使用している営業上の書類で、令第 2 条各号に掲げる事項を記載することとなっているものがあるときは、これをコンテナリストとして使用して差し支えないものとする。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 令第 2 条第 3 号にいう「<u>法第 8 条</u>の表示をしているコンテナについては、その旨」の記載は、コンテナリストが使用される場合には、「国産コンテナ等の表示の有無」欄に、また、コンテナリストに代えて営業上の書類が提出される場合には、「コンテナの記号及び番号」欄の余白にそれぞれ○印を付する等簡易な方法により行わせて差し支えない。</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(担保の提供)</p> <p>3—3 法第 3 条に規定する担保は、輸入申告者の資力、信用等から判断して、輸入税の確保上支障があると税関長が認めた場合を除き、その提供を省略させて差し支えない。</p> <p>(コンテナの輸入の際の審査及び検査)</p> <p>3—4 コンテナ条約第 2 条の規定により輸入税の免除を受けて輸入されるコンテナに係るコンテナリスト等の審査及び当該コンテナの検査は、書類と現品が符合するかどうかを随時スポット的に点検する等にとどめ、できる限り簡易、かつ、迅速に行う。</p> <p>(コンテナの輸入の許可)</p> <p>3—5 令第 2 条の規定により輸入申告がなされたコンテナについて輸入を許可したときは、当該申告の際に提出されたコンテナリストの 1 部に、受理印を押なつするとともに、コンテナ条約により輸入税免除の旨及び受理官署別の一連番号を押なつして、申告者に交付する。 なお、輸入申告が、「輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書」（C—5220）によって行われた場合には、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）67—2—12 により処理する。</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(5) 令第 2 条に規定するコンテナリストは、原則として税関様式 A 第 1000 号によるものとし、2 通を当該コンテナが置かれているコンテナヤードを所轄する税関官署の貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）に提出することを求めるものとする。この場合において、船会社等が使用している営業上の書類で、令第 2 条各号に掲げる事項を記載することとなっているものがあるときは、これをコンテナリストとして使用して差し支えないものとする。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 令第 2 条第 3 号にいう「<u>法第 9 条</u>の表示をしているコンテナについては、その旨」の記載は、コンテナリストが使用される場合には、「国産コンテナ等の表示の有無」欄に、また、コンテナリストに代えて営業上の書類が提出される場合には、「コンテナの記号及び番号」欄の余白にそれぞれ○印を付する等簡易な方法により行わせて差し支えない。</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(担保の提供)</p> <p>3—3 法第 3 条<u>《免税コンテナ等に係る担保の提供》</u>に規定する担保は、輸入申告者の資力、信用等から判断して、輸入税の確保上支障があると税関長が認めた場合を除き、その提供を省略させて差し支えない。</p> <p>(コンテナの輸入の際の審査及び検査)</p> <p>3—4 コンテナ条約第 2 条<u>《免税一時輸入》</u>の規定により輸入税の免除を受けて輸入されるコンテナに係るコンテナリスト等の審査及び当該コンテナの検査は、書類と現品が符合するかどうかを随時スポット的に点検する等にとどめ、できる限り簡易、かつ、迅速に行う。</p> <p>(コンテナの輸入の許可)</p> <p>3—5 令第 2 条<u>《コンテナの輸入又は輸出の手続》</u>の規定により輸入申告がなされたコンテナについて輸入を許可したときは、当該申告の際に提出されたコンテナリストの 1 部に、受理印を押なつするとともに、コンテナ条約により輸入税免除の旨及び受理官署別の一連番号を押なつして、申告者に交付する。 なお、輸入申告が、「輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書」（C—5220）によって行われた場合には、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(コンテナの修理用部分品の輸入手続等)</p> <p>3—6 <u>免税コンテナ</u>（法第 4 条に規定する免税コンテナをいう。以下同じ。）の修理のために輸入される修理用部分品の輸入手続等については、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(免税コンテナの修理の際に取りはずした部分品の輸出申告手続)</p> <p>3—8 <u>免税コンテナの修理の際に取りはずした部分品の輸出申告</u>については、コンテナリストに当該部分品の品名、数量等を記載することにより、輸出申告があったものとみなして差し支えないものとし、当該コンテナリストの提出の際、令第 4 条の規定により税関に提出した「コンテナの免税部分品使用届出書」（A—1020）の写し 1 通を添付するものとする。</p> <p>なお、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。）</u>を使用してコンテナリストの提出が行われた場合においては、当該リストの提出後速やかに、当該システムにより出力されたコンテナリストの控に免税コンテナの修理の際に取りはずした部分品の品名、数量等を記載し、「コンテナの免税部分品使用届出書」（A—1020）の写し 1 通を添付の上、提出するものとし、当該提出があった場合には、当該システムを使用して提出されたコンテナリストに当該部分品に係る記載があったものとみなす。</p> <p>(コンテナヤードへのコンテナの搬入手続)</p> <p>3—9 <u>免税コンテナをコンテナヤードに出入れしようとする際の関税法第 34 条の 2 に規定する記帳の取扱い</u>については、関税法基本通達の取扱いに準ずる。</p> <p>(再輸出期間の延長手続)</p> <p>4—1 法第 4 条本文に規定する再輸出期間の延長については、次による。</p> <p>(1) 令第 5 条に規定する再輸出期間の延長の承認申請は、「免税コンテナ等の再輸出期間延長承認申請書」（A—1030）2 通を提出することにより行わせ、承認したときは、うち 1 通を承認書として申請者に交付する。</p>	<p>関第 100 号) 67—2—12 (<u>輸出入貨物の容器の輸出入手続</u>) により処理する。</p> <p>(コンテナの修理用部分品の輸入手続等)</p> <p>3—6 <u>コンテナ条約第 2 条の規定により輸入税の免除を受けて輸入したコンテナ</u>（以下「免税コンテナ」という。）の修理のために輸入される修理用部分品の輸入手続等については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(免税コンテナの修理の際に取りはずした部分品の輸出申告手続)</p> <p>3—7 の 2 <u>免税コンテナの修理の際に取りはずした部分品の輸出申告</u>については、コンテナリストに当該部分品の品名、数量等を記載することにより、輸出申告があったものとみなして差し支えないものとし、当該コンテナリストの提出の際、令第 4 条の規定により税関に提出した「コンテナの免税部分品使用届出書」（A—1020）の写し 1 通を添付するものとする。</p> <p>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用してコンテナリストの提出が行われた場合においては、当該リストの提出後速やかに、当該システムにより出力されたコンテナリストの控に免税コンテナの修理の際に取りはずした部分品の品名、数量等を記載し、「コンテナの免税部分品使用届出書」（A—1020）の写し 1 通を添付の上、提出するものとし、当該提出があった場合には、当該システムを使用して提出されたコンテナリストに当該部分品に係る記載があったものとみなす。</p> <p>(コンテナヤードへのコンテナの搬入手続)</p> <p>3—8 <u>免税に係るコンテナをコンテナヤードに出入れしようとする際の関税法第 34 条の 2 《記帳義務》に規定する記帳の際の取扱い</u>については、関税法基本通達の取扱いに準ずる。</p> <p>(再輸出期間の延長の取扱い)</p> <p>4—1 法第 4 条本文 <u>《免税コンテナ等の用途外使用の制限》</u>に規定する再輸出期間の延長の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 令第 5 条 <u>《再輸出期間の延長の承認申請手続》</u>の規定による再輸出期間の延長の承認申請は、「免税コンテナ等の再輸出期間延長承認申請書」（A—1030）2 通を提出することにより行わせ、承認したときは、うち</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) <u>法第 4 条にいう「やむを得ないと認められる理由」とは、例えば、免税コンテナの修理を行う場合又は貨主側の事情により輸出貨物の積取り計画が変更された場合等をいう。ただし、国内運送貨物に起因するもの（免税コンテナからの貨物の取出しが遅れた場合等）は、原則として、これに含まれない。</u></p> <p>（免税コンテナ等の用途外使用等の承認手続等）</p> <p>4-2 <u>免税コンテナ又は免税部分品（法第 4 条に規定する免税部分品をいう。以下同じ。）（以下「免税コンテナ等」という。）の同条に規定する用途外使用等の承認手続等については、次による。</u></p> <p>(1) <u>令第 6 条の規定による用途外使用等の承認の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T-1140）2 通（輸入地を所轄する税関と置かれている場所の所在地を所轄する税関とが異なるときは 3 通）を免税コンテナ等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に提出することにより行わせ、承認したときは、うち 1 通を承認書として申請者に交付する。この場合において、免税コンテナ等の輸入地を所轄する税関とその置かれている場所の所在地を所轄する税関とが異なるときは、置かれている場所の所在地を所轄する税関は申請書の 1 通に承認の旨を記載して、輸入地を所轄する税関に送付するものとする。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)により申請書の提出があった場合において、その用途外使用等が当該免税コンテナ等の輸入の際には予測し得なかった事情の変化によるものと認められるときは、法第 4 条ただし書の承認をして差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>法第 4 条にいう「貨物の運送の用以外の用途に供し」とは、例えば、事務所、倉庫、冷蔵庫等の用に供することをいい、また、「修理により取りはずされた部分品」には、<u>経済的な価値がないもの</u>を含む。</u></p> <p>（免税部分品の使用の届出）</p>	<p>1 通を承認書として申請者に交付する。</p> <p>(2) <u>上記(1)の申請書の提出があった場合において、例えば、免税コンテナの修理又は貨主側の事情による輸出貨物の積取り計画の変更等により所定の再輸出期間内に当該免税コンテナを輸出できないこととなった場合又は免税部分品を取り付けた免税コンテナにつき再輸出期間の延長の承認を受けたため所定の再輸出期間内に当該免税部分品を輸出できないこととなった場合等においては、法第 4 条本文にいう「やむを得ないと認められる理由」があるものとして再輸出期間の延長を認めて差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>再輸出期間の延長を認める期間は、原則として 9 か月以内の期間とする。</u></p> <p>（免税コンテナ等の用途外使用等の際の取扱い）</p> <p>4-2 <u>法第 4 条《免税コンテナ等の用途外使用の制限》に規定する免税コンテナ等の用途外使用等の場合の取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1) <u>令第 6 条《免税コンテナ等の用途外使用等の承認申請手続》の規定による用途外使用等の承認の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T-1140）2 通（当該コンテナ等の輸入地を所轄する税関とその置かれている場所の所在地を所轄する税関とが異なるときは、3 通）を免税コンテナ等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に提出することにより行わせ、承認したときは、うち 1 通を承認書として申請者に交付する。この場合において、免税コンテナ等の輸入地を所轄する税関とその置かれている場所を所轄する税関とが異なるときは置かれている場所を所轄する税関は、申請書の 1 通に承認の旨を記載して、輸入地を所轄する税関に送付するものとする。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)により申請書の提出があった場合において、その用途外使用等が当該免税コンテナ等の輸入の際には予測し得なかった事情の変化によるものと認められるときは、法第 4 条ただし書の承認をして差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>法第 4 条にいう「国際運送の用以外の用途」には、<u>国際運送以外の運送（国内運送）の用のほか、コンテナを倉庫、冷蔵庫等の用に供する場合の用途を含み、また、「修理により取りはずされた部分品」には、スクラップとなつて発生する取りはずし部分品</u>を含む。</u></p> <p>（免税部分品の使用確認）</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4-3 免税部分品を免税コンテナの修理の用に供したときの届出については、次による。</p> <p>(1) 令第4条の規定による免税部分品の使用の届出は、「コンテナの免税部分品使用届出書」(A-1020) 2通を当該修理を行った場所を所轄する税関に提出することにより行わせ、受理したときは、うち、1通に受理印を押なつて申請者に交付する。この場合において、当該届出は1か月分を取りまとめて行わせて差し支えない。なお、税関が必要と認めたときは、実地確認を行う等の措置を講ずる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(用途外使用等の場合における輸入税の徴収)</p> <p>5-1 免税コンテナ等の用途外使用等の場合における輸入税の徴収については、次による。</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定により用途外使用等の理由により輸入税を徴収する場合の納税義務者は、その輸入税の徴収原因となる事実に該当することとなった者（例えば、免税コンテナ等を用途外使用等に供した者又は再輸出期間を経過する日において免税コンテナ等の管理者であつた者）であるから、留意する。</p> <p>(2) 免税コンテナ等について、法第5条第1項各号に掲げる事実が生じ、輸入税を徴収すべきこととなった場合には、保税取締部門は、その用途外使用等に係る輸入税の徴収に必要な資料を添えてその事実を輸入担当部門に通知し、輸入担当部門において所要の手続を経て、当該輸入税を直ちに徴収する。</p> <p>(免税コンテナ等の亡失又は滅却の手続)</p> <p>5-2 免税コンテナ等が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は滅却を承認する場合の手続については、次による。</p> <p>(1) 令第7条において準用する定率令第11条第1項に規定する亡失の届出は、「外国貨物等の亡失届」(T-1350) 1通に、亡失地を管轄する警察官署又は消防官署の災害等についての証明書を添付し、免税コンテナ等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に提出することにより行わせる。</p> <p>(2) 令第7条において準用する定率令第11条第2項に規定する滅却の承認申請は、滅却を行う免税コンテナ等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に「免税コンテナ等の滅却承認申請書」(A-1060) 2通を</p>	<p>4-3 免税部分品が、免税コンテナの修理の用に供されたことの確認については、次による。</p> <p>(1) 令第4条<u>《免税部分品の使用の届出》</u>の規定による免税部分品の使用の届出は、「コンテナの免税部分品使用届出書」(A-1020) 2通を当該修理を行った場所を所轄する税関に提出することにより行わせ、受理したときは、うち、1通に受理印を押なつて申請者に交付する。この場合において、当該届出は1か月分を取りまとめて行わせて差し支えない。なお、税関が必要と認めたときは、実地確認を行う等の措置を講ずる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(用途外使用等の場合における輸入税の徴収)</p> <p>5-1 免税コンテナ等の用途外使用等の場合における輸入税の徴収については、次による。</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定により用途外使用等の理由により輸入税を徴収する場合の納税義務者は、その輸入税の徴収原因となる事実に該当することとなった者（例えば、免税コンテナ等を用途外使用等に供した者又は再輸出期間を経過する日において免税コンテナ等の管理者であつた者）であるから、留意する。</p> <p>(2) 免税コンテナ等について、法第5条第1項各号に掲げる事実が生じ、輸入税を徴収すべきこととなつた場合には、保税取締部門は、その用途外使用等に係る輸入税の徴収に必要な資料を添えてその事実を輸入担当部門に通知し、輸入担当部門において所要の手続を経て、当該輸入税を直ちに徴収する。</p> <p>(免税コンテナ等の亡失又は滅却の場合の取扱い)</p> <p>5-2 免税コンテナ等が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合等の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 令第7条<u>《亡失等の場合の関税定率法施行令の準用》</u>において準用する定率令第11条第1項<u>《製造用原料品等の亡失の場合の手続》</u>に規定する亡失の届出は、「外国貨物等の亡失届」(T-1350) 1通に亡失地を管轄する警察官署又は消防官署の災害等についての証明書を添付し、<u>その免税コンテナ等が置かれている場所を所轄する税関に1通提出することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) 令第7条において準用する定率令第11条第2項<u>《製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続》</u>に規定する滅却の申請は、<u>当該滅却を行う免税コンテナ等の置かれている場所の所在地を所轄する税関に「免税コ</u></p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>提出することにより行わせ、承認したときは、<u>うち 1 通</u>を承認書として申請者に交付する。 <u>なお、滅却は、原則として税関職員の立会いの下で行わせる。</u></p> <p>（変質、損傷等により価値が減少した場合の減税手続） 5—3 法第 5 条第 2 項において準用する定率法第 13 条第 7 項ただし書後段の規定により、<u>定率法第 10 条第 1 項の規定に準じて輸入税を軽減する場合の申請は、「免税コンテナ等の変質（損傷）減税申請書」（A—1070）2 通を提出することにより行わせるほか、その取扱いは関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）10—1 から 10—6 までの規定を準用する。この場合において、「変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少」には、使用による減もうを含むものとして取り扱う。</u></p> <p>（損傷コンテナ等の国庫への無償引渡し） 5—4 コンテナ条約第 4 条 1 又は第 5 条 2 ただし書の規定により免税コンテナ等のうち、著しく損傷したコンテナ又は修理により取りはずされた部分品で再輸出されないものについては、「税関当局が要求するところに従い」又は「当該国の法令に従い」国庫に無償で引き渡した場合には、輸入税を徴収しないこととしているが、我が国においては、<u>法第 5 条第 2 項において準用する定率法第 13 条第 7 項ただし書の規定により、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合を除き、輸入税を徴収することとなるので留意する。</u></p> <p>（管理者が変更になった場合の記帳義務者） 6—1 免税コンテナ等が譲渡、返還又は貸与されたことにより、<u>管理者が変更になった場合には、当該免税コンテナ等に係る変更後の管理者に、法第 6 条第 1 項の規定に基づく記帳を行わせる。</u></p>	<p>ンテナ等の滅却承認申請書」（A—1060）2 通を提出することにより行わせ、承認したときは、<u>うち、1 通</u>を承認書として申請者に交付する。 (3) <u>上記(2)の承認をした場合には、滅却は、原則として税関職員の立会いを受けて行わせる。この場合において、コンテナ等を完全に滅却することが困難と認めたときは、便宜、上記(2)の滅却手続により関税定率法別表第 15 部注 8 (a)の「くず」の規定を満たす物品等、明らかにそのままでは使用することができない物品にしたうえで、貨物の輸入税を徴収することにより滅却が完了したものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>（変質、損傷等による価値の減少の取扱い） 5—3 法第 5 条第 2 項《定率法の規定の準用》において準用する定率法第 13 条第 7 項ただし書後段《用途外使用等の承認を受けた製造用原料品の変質、損傷等の場合の減税》の規定により定率法第 10 条第 1 項《変質又は損傷による減税》の規定を準用する場合の取扱いは、<u>関税定率法基本通達に準じて取り扱うものとし、この場合における「変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少」には、使用による減もうを含むものとして取り扱う。この場合の手続は、「免税コンテナ等の変質（損傷）減税申請書」（A—1070）を 2 通提出することにより行わせる。</u></p> <p>（損傷コンテナ等の国庫への無償引渡し） 5—4 コンテナ条約第 4 条 1 《免税コンテナの損傷による再輸出の免除》又は第 5 条 2 ただし書《取り替えられた部分品の輸入税の徴収免除》の規定により免税コンテナ等のうち、著しく損傷したコンテナ又は修理により取りはずされた部分品で再輸出されないものについては、「税関当局が要求するところに従い」又は「当該国の法令に従い」国庫に無償で引き渡した場合には、輸入税を徴収しないこととしているが、我が国においては、<u>法第 5 条第 2 項《定率法の規定の準用》において準用する定率法第 13 条第 7 項《亡失又は滅却により関税を徴収する場合の特別規定》ただし書の規定により、亡失又は滅却が認められた場合以外には、輸入税を徴収することとなるので、留意する。</u></p> <p>（管理者変更の場合と記帳義務者） 6—1 免税コンテナ等が譲渡、返還又は貸与され、<u>管理者に変更があつた場合には、当該免税コンテナ等に係る変更後の管理者に、その管理状況等について法第 6 条第 1 項《免税コンテナ等についての記帳義務》の規定に基づく記帳を行わせる。</u></p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(帳簿の意義)</p> <p>6-2 法第 6 条第 1 項の規定により免税コンテナ等の管理者が備え付けるべき帳簿については、次による。</p> <p>(1) 帳簿は、令第 8 条第 1 項各号に掲げる事項が記載されているものであれば足り、必ずしも税関用の特別の帳簿を備え付けさせる必要はない。<u>したがって、管理者の使用する営業上の帳簿に、同項各号に掲げる必要な事項を追記したものであっても差し支えない。</u> <u>また、記載事項のうち、関係書類（積卸コンテナ一覧表、再輸出期間延長承認書等（写しを含む。）をいう。後記 6-4 において同じ。）により把握が可能な事項については、当該関係書類を一括して整理、保管することをもって、記帳に代えて差し支えない。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>帳簿を保存する期間は、免税コンテナ等の輸入許可の日から 2 年を経過する日又は輸出許可の日から 1 年を経過する日のいずれか遅い日までとする。ただし、免税コンテナの管理者が関税法第 7 条の 2 第 1 項、同法第 50 条第 1 項、同法第 61 条の 5 第 1 項、同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは同法第 67 条の 3 第 1 項の承認を受けた者又は同法第 67 条の 13 第 1 項若しくは同法第 79 条第 1 項の認定を受けた者である場合は、輸出許可の日から 1 年を経過する日までとする。</u></p> <p>(移動の状況の意義)</p> <p>6-3 令第 8 条第 1 項第 2 号に規定する「移動の状況」は、免税コンテナ等の移動場所、移動年月日等を当該免税コンテナ等の管理者が通常把握している範囲内において記帳させる。</p> <p>(削除)</p> <p>(帳簿の備付け場所)</p> <p>6-4 法第 6 条第 1 項に規定する帳簿は、免税コンテナ等の管理者の主たる事務所又は当該免税コンテナ等の輸入地の最寄りの支店、出張所若しくは代理店のいずれかに統一して備付けさせるものとし、輸入地を所轄</p>	<p>(帳簿の意義)</p> <p>6-2 法第 6 条第 1 項《<u>免税コンテナ等についての記帳義務</u>》の規定により免税コンテナ等の管理者が備え付けるべき帳簿については、次による。</p> <p>(1) 帳簿は、令第 8 条第 1 項《<u>記載すべき事項</u>》各号に掲げる事項が記載されているものであれば足り、必ずしも税関用の特別の帳簿を備え付けさせる必要はない。<u>したがって、管理者の使用する営業上の帳簿に、同項各号に掲げる必要な事項を追記したものであつても差し支えない。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(移動の状況の意義)</p> <p>6-3 令第 8 条第 1 項第 2 号《<u>移動の状況</u>》に規定する「移動の状況」は、免税コンテナ等の移動場所、移動年月日等を当該免税コンテナ等の管理者が通常把握している範囲内において記帳させる。</p> <p>(<u>届出書等の写し等による記帳</u>)</p> <p>6-4 令第 8 条第 1 項《<u>記載すべき事項</u>》中第 5 号以下の各号に掲げる記載事項のうち、該当する事績がわずかで、帳簿に記載させなくても事績が明確に把握できる場合には、<u>当該事項についての税関への届出又は承認に係る書類（又はその写し）を一括して整理、保管することをもって記帳に代えさせて差し支えない。</u></p> <p>(帳簿の備付け場所)</p> <p>6-5 令第 8 条《<u>記帳義務</u>》に規定する帳簿は、免税コンテナ等の管理者の主たる事務所又は当該免税コンテナ等の輸入地の最寄りの支店、出張所若しくは代理店のいずれかに統一して備付けさせるものとし、輸入地</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する税関に統一して帳簿を備え付ける事務所名（以下「記帳事務所」という。）を報告させる。</p> <p>この場合において、<u>関係書類の一括整理、保管をもって記帳に代える場合で、関係書類の提出先の税関と記帳事務所の所在地を所轄する税関とが異なる</u>ときは、<u>当該関係書類の写しを記帳事務所に送付させ、当該記帳事務所において整理、保管しておくよう指導する。</u></p> <p>（記帳事項の報告）</p> <p><u>6—5 法第 6 条第 2 項に規定する報告の徴取は、当該免税コンテナの輸入地を所轄する税関が、輸入の許可後 1 年を経過した免税コンテナ等について、スポット的にその再輸出年月日、輸出許可税関、輸出許可番号等再輸出の状況について、帳簿の写しを求める等の方法により行う。なお、同項に規定する「その他必要な事項」には、免税コンテナ等の製造価格等に関する事項も含まれるので留意する。</u></p> <p>（管理者変更の場合の意義）</p> <p>7—1 法第 7 条に規定する「管理者が変わることとなったとき」とは、免税コンテナ等が本邦において譲渡、返還又は貸与されることにより、その実質的な管理者が変わることとなったときをいう。<u>したがって、例えば、船会社が、その管理、運用している免税コンテナを輸出貨物の詰込み又は輸入貨物の取出しのため商社、陸運業者等に使用させるような場合は、その管理、運用等の主体は変わらないため、管理者の変更とはならないので、留意する。</u></p> <p>（管理者変更の場合の通知手続）</p> <p>7—2 免税コンテナ等の管理者が変更になった場合における法第 7 条の通知については、次による。</p> <p>(1) 法第 7 条に規定する通知は、原則として、「免税コンテナ等の管理者変更通知書」（A—1080）による。ただし、この様式の記載事項を盛り込んだものであれば、営業上使用する適宜の帳票等を使用しても差し支えない。</p> <p>(2) 免税コンテナ等の変更前の管理者（譲渡、返還又は貸与をする管理者をいう。）は、当該免税コンテナ等の引渡しの日から 5 日を経過する日までに、上記(1)の通知書 2 通を変更後の管理者（譲渡、返還又は貸与を受ける管理者をいう。）に送達する。</p>	<p>を所轄する税関に統一して帳簿を備え付ける事務所名（以下「記帳事務所」という。）を報告させる。</p> <p>この場合において、<u>前記 6—4 により税関への届出又は承認に係る書類（又はその写し）を一括して整理、保管し、これをもって記帳に代える場合で、その届出書類の提出先の税関とその記帳事務所の所在地の税関とが異なる</u>ときは、<u>当該届出書等の写しを記帳事務所に送付させ、その記帳事務所において整理、保管しておくよう指導する。</u></p> <p>（記帳事項の報告）</p> <p><u>6—6 法第 6 条第 2 項《報告の徴取》に規定する報告の徴取は、当該免税コンテナの輸入地を所轄する税関が、原則として 3 月に 1 回、輸入の許可後 3 月を経過した免税コンテナ等について、適宜の数に限定してスポット的にその再輸出年月日、輸出の許可税関、輸出許可書の番号等再輸出の状況について資料を求める等の方法により行う。</u></p> <p>（管理者変更の場合の意義）</p> <p>7—1 法第 7 条<u>《管理者変更の場合の通知》</u>に規定する「管理者が変わることとなったとき」とは、免税コンテナ等が本邦において譲渡、返還又は貸与されることにより、その実質的な管理運用者が変わることとなったときをいう。<u>したがって、例えば、船会社が、その管理、運用している免税コンテナを輸出貨物の詰込み又は輸入貨物の取出しのため商社、陸運業者等に使用させるような場合は、その管理、運用等の主体は変わらないため、管理者の変更とはならないので、留意する。</u></p> <p>（管理者変更の場合の通知の手続）</p> <p>7—2 免税コンテナ等の管理者変更の場合における通知の手続については、次による。</p> <p>(1) 法第 7 条<u>《管理者変更の場合における通知》</u>の規定による通知は、原則として、「免税コンテナ等の管理者変更通知書」（A—1080）による。ただし、この様式の記載事項を盛り込んだものであれば、営業上使用する適宜の帳票等を使用しても差し支えない。</p> <p>(2) 免税コンテナ等の変更前の管理者（譲渡、返還又は貸与をする管理者をいう。）は、当該免税コンテナ等の引渡しの際又はその引渡しの日から 5 日を経過する日までに<u>できる限り早い日に、上記(1)の通知書 2 通を変更後の管理者（譲渡、返還又は貸与を受ける管理者をいう。）に送達する。</u></p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 変更後の管理者は、上記(2)により送達を受けた通知書のうち 1 通に記名の上押印又は署名をし、受領書として変更前の管理者に返付する。</p> <p>(4) 変更前の管理者は、上記(3)により返付を受けた受領書を、法第 7 条の通知を行つたことを証する書類として整理保管する。</p>	<p>(3) 変更後の管理者は、上記(2)により送達を受けた通知書のうち 1 通に記名の上押印又は署名をし、受領書として変更前の管理者に返付する。</p> <p>(4) 変更前の管理者は、上記(3)により返付を受けた受領書を、法第 7 条の通知を行つたことを証する書類として整理保管する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(免税コンテナの国内運送の取扱い)</p> <p>8-1 免税コンテナの国内運送の場合における法第 8 条の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) 第 1 項にいう「貨物を詰めて輸入された」ものであるかどうかは、原則として国内運送をしようとする者の申出により認定することとして差し支えないが、疑問があるときは、当該運送に供しようとするコンテナに詰めて輸入された貨物の船荷証券の写し等の提出を求めて確認する。</p> <p>(2) 第 1 項にいう「取出地」、「詰込地」及び「輸出地」の地理的範囲は、単にその取出し、詰込み又は輸出がされる地点のみを指すものではなく、その地点を含む周辺の地域（例えば、同一若しくは隣接する都道府県又は同一若しくは隣接する工業地帯等）をいう。</p> <p>(3) 第 1 項にいう「通常の間路」とは、貨物の取出地から詰込地又は輸出地までの運送に際して、最も普通にとられる運送の間路（順路）をいうものとし、必ずしも最短の間路のみをいうものではないので、留意する。この場合において、その順路が、工事、災害等のため、通行が不可能となったときは、その迂回路も通常の間路として取り扱う。</p> <p>(4) 第 2 項にいう「一回」の運送とは、同一の運送者の管理の下で継続して行われる運送をいうものとし、必ずしも単に 2 地点間又はその地点を含む周辺の地域間の運送のみをいうものではないので、留意する。</p> <p>(5) 免税コンテナの国内運送が、法第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反してされた場合には、用途外使用に該当することとなるので、留意する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(免税コンテナの国内運送使用の届出)</p> <p>8-2 法第 8 条第 3 項に規定する免税コンテナに係る届出（下記 8-3 の場合を除く。）については、次による。</p> <p>(1) 令第 10 条に規定する免税コンテナの国内運送使用の届出は、「免税コンテナの国内運送使用届出書」（A-1090）2 通（免税コンテナの輸入地の税関と届出書を受けた税関とが異なるときは、3 通）を提出することにより行うものとする。</p> <p>(2) 上記(1)により届出書の提出があったときは、法第 8 条に規定する国内</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(国産コンテナ等の確認手続) 8—1 令第 11 条に規定する国産コンテナ等の確認の手続については、</p>	<p>運送の要件に適合するかどうかを税関において点検し、適合すると認めるときは、その 1 通に受理印を押なつて届出者に返付する。この場合において、免税コンテナの輸入地の税関と届出を受けた税関とが異なるときは、届出を受けた税関は、届出書の 1 通を輸入地の税関に送付するものとし、輸入地の税関において、国内運送が 2 回以上行われていないかどうかを点検する（したがって、届出を受けた税関における、その国内運送が 1 回を超えないものであるかどうかの確認は、原則として届出者の申出のみによって行って差し支えない。）。</p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、免税コンテナの管理者が免税コンテナの国内運送について十分な知識を有する者で、税関長が相当と認める者については、次の取扱いを認めて差し支えない。</u></p> <p>イ <u>令第 10 条に規定する免税コンテナの国内運送使用の届出は、同条第 3 号に掲げる事項（国内運送が開始される場所、その運送先並びに運送経路及び期間）を記載した書面 2 通（免税コンテナの輸入地の税関と届出書を受けた税関とが異なるときは 3 通）を提出することにより行うものとする。この場合において、同条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項については、法第 6 条第 1 項に規定する帳簿に記載するものとし、当該帳簿については 3 年間保存するものとする。</u></p> <p>ロ <u>上記イにより届出書の提出があったときは、その 1 通に受理印を押なつて届出者に返付する。この場合において、免税コンテナの輸入地の税関と届出を受けた税関とが異なるときは、届出を受けた税関は、届出書の 1 通を輸入地の税関に送付するものとする。</u></p> <p>ハ <u>税関は、必要に応じ、上記イの帳簿の検査等を行うものとし、記帳が不十分な場合等においては、当該免税コンテナの管理者を適切に指導するものとする。</u></p> <p>(特例輸入者等に係る免税コンテナの国内運送使用の届出の特例) 8—3 <u>免税コンテナの管理者が関税法第 7 条の 2 第 1 項、同法第 50 条第 1 項、同法第 61 条の 5 第 1 項、同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは同法第 67 条の 3 第 1 項の承認を受けた者又は同法第 67 条の 13 第 1 項若しくは同法第 79 条第 1 項の認定を受けた者である場合の、法第 8 条第 3 項に規定する免税コンテナに係る届出については、前記 8—2(3)に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合においては、法第 6 条第 1 項に規定する帳簿は 1 年間保存するものとする。</u></p> <p>(国産コンテナ等の確認の手続) 9—1 令第 12 条に規定する国産コンテナ等の確認の手続については、</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																				
<p>次による。</p> <p>(1) <u>国産コンテナ等</u>の確認申請は、「<u>国産コンテナ等</u>の確認申請書」（A-1110）2 通を、本関の<u>保税取締部門</u>に提出することにより行わせる。</p> <p>(2) <u>令第 11 条第 2 項第 1 号</u>に規定する「<u>国産コンテナ</u>である旨を証明した書類」は、原則として、「<u>国産コンテナ</u>の製造証明書」（A-1120）により作成させる。</p> <p>(3) <u>上記(1)の申請があつた場合</u>において、税関が必要と認めるときは、申請に係る<u>国産コンテナ</u>の製造工場の所在地を所轄する税関に照会する等の方法により製造の事実を確認する。この場合において、<u>当該コンテナ</u>が、<u>コンテナ条約第 5 条 1 の規定</u>の適用を受けた免税部分品を使用して修理したものであるときは、<u>法第 8 条</u>に規定する<u>国産コンテナ</u>等には該当しないので、留意する。</p>	<p>次による。</p> <p>(1) <u>令第 12 条第 1 項</u>の申請書は、「<u>国産コンテナ等</u>の確認申請書」（A-1110）によるものとし、申請に際して、<u>2 通</u>を本関の<u>保税担当部門</u>に提出させる。</p> <p>(2) <u>令第 12 条第 2 項第 1 号</u>の「<u>国産コンテナ</u>である旨を証明した書類でその製造者が作成したもの」は、原則として、「<u>国産コンテナ</u>製造証明書」（A-1120）により作成するよう関係者を指導する。</p> <p>(3) <u>上記(1)の申請書の提出があつた場合</u>において、税関が必要と認めるときは、申請に係る<u>国産コンテナ</u>の製造工場の所在地を所轄する税関に照会する等の方法により製造の事実を確認する。この場合において、<u>コンテナ条約第 5 条 1 の規定</u>の適用を受けた免税部分品を使用して修理した<u>コンテナ</u>は、<u>令第 12 条第 1 項</u>の<u>国産コンテナ</u>又は輸入税の納付された、若しくは納付されるべき<u>コンテナ</u>に該当しないので、留意する。</p>																																				
<p>（確認番号の通知）</p> <p><u>8-2 令第 11 条第 3 項</u>に規定する確認番号の通知については、次による。</p> <p>(1) <u>確認番号の通知は、確認申請書 2 通に確認番号を付し、うち 1 通に税関の確認印を押なつて申請者に交付することにより行い、残りの 1 通は控えとして保管する。</u></p> <p>(2) <u>確認番号は、各税関ごとに 6 けたの一連番号とし、当該番号の最初の 1 けたを確認した税関の税関別符号とする。</u></p> <p>税関別符号</p> <table border="0"> <tr> <td>東京税関</td><td>1</td> <td>横浜税関</td><td>2</td> <td>神戸税関</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>大阪税関</td><td>4</td> <td>名古屋税関</td><td>5</td> <td>門司税関</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>長崎税関</td><td>7</td> <td>函館税関</td><td>8</td> <td>沖縄地区税関</td><td>9</td> </tr> </table> <p>なお、税関別符号である最初の 1 けたを除く 5 けたの一連番号が、99999 となった税関にあつては、税関別符号の次に A から始まるアルファベットを枝番とし、再び 00001 から始めて差し支えない。</p> <p>（例 1）東京税関において確認をした 124 個目のコンテナの<u>確認番号は、100124</u></p> <p>（例 2）東京税関において確認した 100124 個目のコンテナの<u>確認番号は、1A00125</u></p> <p>（証紙のはり付け等）</p>	東京税関	1	横浜税関	2	神戸税関	3	大阪税関	4	名古屋税関	5	門司税関	6	長崎税関	7	函館税関	8	沖縄地区税関	9	<p>（確認番号の通知）</p> <p><u>9-2 令第 12 条第 3 項</u>《<u>確認番号の通知</u>》に規定する確認番号の通知については、次による。</p> <p>(1) <u>同項の通知は、前記 9-1 により申請に係るコンテナが国産コンテナ等であることを確認した場合に、その申請書の 1 通に確認番号及び税関の確認印を押なつて申請者に交付することにより行う（申請書の 1 通には、同一確認番号を付し、控えとして保管する。）。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)の確認番号は、各税関ごとに、6 けたの一連番号とし、当該番号の最初の 1 けたを確認した税関の税関別符号とする。</u></p> <p>税関別符号</p> <table border="0"> <tr> <td>東京税関</td><td>1</td> <td>横浜税関</td><td>2</td> <td>神戸税関</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>大阪税関</td><td>4</td> <td>名古屋税関</td><td>5</td> <td>門司税関</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>長崎税関</td><td>7</td> <td>函館税関</td><td>8</td> <td>沖縄地区税関</td><td>9</td> </tr> </table> <p>なお、税関別符号である最初の 1 けたを除く 5 けたの一連番号が、99999 となつた税関にあつては、税関別符号の次に A から始まるアルファベットを枝番とし、再び 00001 から始めて差し支えない。</p> <p>（例 1）東京税関において確認をした 124 個目のコンテナの<u>確認番号は 100124</u></p> <p>（例 2）東京税関において確認した 100124 個目のコンテナの<u>確認番号は、1A00125</u></p> <p>（証紙のはり付け等）</p>	東京税関	1	横浜税関	2	神戸税関	3	大阪税関	4	名古屋税関	5	門司税関	6	長崎税関	7	函館税関	8	沖縄地区税関	9
東京税関	1	横浜税関	2	神戸税関	3																																
大阪税関	4	名古屋税関	5	門司税関	6																																
長崎税関	7	函館税関	8	沖縄地区税関	9																																
東京税関	1	横浜税関	2	神戸税関	3																																
大阪税関	4	名古屋税関	5	門司税関	6																																
長崎税関	7	函館税関	8	沖縄地区税関	9																																

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8—3 令第 11 条第 4 項に規定する証紙のはり付け等については、次による。</p> <p>(1) 前記 8—2 により <u>確認番号の通知を受けた者は、当該確認番号を記載した証紙を、コンテナの扉の右上隅その他これに準ずる見やすい箇所に、容易にはがれない方法ではり付ける。</u></p> <p>(2) <u>確認番号の通知を受けた者が証紙をはり付けたときは、「国産コンテナ等の確認証紙はり付け事績報告書」（A—1121）1 通に、はり付け年月日等を記載して、確認番号の通知税関に提出させる。</u></p> <p>(3) <u>上記(2)により証紙のはり付け事績の報告があったときは、報告内容と当該コンテナに係る確認申請書（控え）の記載内容とを対査確認するほか、必要に応じて現品確認を行う。</u></p>	<p>9—3 令第 12 条第 4 項《<u>証紙のはり付け</u>》に規定する証紙のはり付け等については、次による。</p> <p>(1) 前記 9—2 により <u>国産コンテナ等である旨の確認書の交付を受けた者は、所定の確認番号を記載した証紙をコンテナにはり付ける。</u></p> <p>(2) <u>証紙のはり付けは、後記 9—4 の(1)により税関長が指定した方法で行うとともに、はり付け年月日その他のはり付け事績の報告は、「国産コンテナ等の確認証紙はり付け事績報告書」（A—1121）1 通を確認書の交付税関に提出することにより行わせる。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(証紙のはり付け方法の指定)</p> <p>9—4 令第 12 条第 4 項《<u>証紙のはり付け</u>》に規定する証紙のはり付け方法の指定等については、次による。</p>
<p>(個別承認の申請手続)</p> <p>13—1 法第 13 条第 1 項に規定するコンテナの承認（以下「個別承認」という。）の申請は、<u>「コンテナの個別承認申請書」（A—1130）2 通に、コンテナの構造を明らかにした図面及びコンテナの扉前面の写真を添えて、当該コンテナが置かれている場所の所在地を所轄する税関の本関又は署所の保税取締部門に提出することにより行わせる。</u></p> <p><u>ただし、当該個別承認の申請が、承認の更新（コンテナ条約附属書 2—1 (e) 又は TIR 条約附属書 7 (e) に規定する更新をいう。以下同じ。）である場合において、更新前の承認税関と更新時の承認税関とが同一であるときは、上記図面及び写真の添付は、省略して差し支えない。</u></p>	<p>(1) <u>証紙のはり付け方法については、コンテナの扉の右上隅その他これに準ずる見やすい箇所に、容易にはがれない方法で行うよう指導する。</u></p> <p>(2) <u>証紙のはり付け事績について前記 9—3 の(2)により報告があったときは、確認書の控えと対査するほか、適宜、現品についても実地に確認する。</u></p> <p>(3) <u>証紙をはり付けた国産コンテナ等の使用状況については、当該コンテナの型式、記号及び番号と当該コンテナの証紙に記入されている確認番号とが、税関が交付した確認書記載のものと符合しているかどうかにつき、スポット的に税関において点検するほか、必要に応じ、本省の指示に基づき各税関において同時に点検を行う。</u></p> <p>(個別承認申請手続)</p> <p>14—1 法第 14 条に規定する製造後のコンテナに対する承認（以下「個別承認」という。）の申請は、<u>当該承認に係るコンテナの所有者又は管理者から、「コンテナの個別承認申請書」（A—1130）2 通に、コンテナの構造を明らかにした図面及び扉前面の写真を添えて、当該コンテナの置かれている場所を所轄する税関の本関又は署所の保税取締部門に提出させることを求めることにより行うものとする。</u></p> <p><u>なお、承認の更新（コンテナ条約附属書 2—1 (e) 又は TIR 条約附属書 7 (e) に規定する更新をいう。以下同じ。）申請の場合において、当該更新前の承認税関と当該更新に係る税関とが同一のときは、上記の図面及び写</u></p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(個別承認の際の審査及び検査)</p> <p>13—2 個別承認の際の審査及び検査については、次による。</p> <p>(1) 個別承認の際の審査及び検査は、主としてコンテナ条約附属書 1 又は TIR 条約附属書 6 の「税関の封印を施して道路走行車両によつて行う貨物の国際運送を認められるコンテナにつき適用する技術上の条件に関する規則」及び後記第 3 節に規定するコンテナの技術上の条件（以下「コンテナの技術上の条件」という。）に合致しているか否かについて行う。</p> <p>(2) <u>コンテナの検査は、原則として港頭地区のコンテナヤード又は税関検査場において、空の状態で行い、申請者又はその代理人を立ち合わせる。なお、当該検査が承認の更新に伴うものであるときは、修理、改造等を行ったコンテナである場合を除き、外観検査にとどめて差し支えない。</u></p> <p>(個別承認の手続)</p> <p>13—3 個別承認の手続については、次による。</p> <p>(1) <u>個別承認は、「コンテナの承認証明書」(A—1140)に、承認税関別の一連番号その他必要事項を日本語及びフランス語で記載のうえ、発給機関の公印（税関様式 A 第 1141 号）を押なつて、申請者に交付することにより行う。この場合において、当該承認証明書は、申請に係るコンテナ 1 個ごとに 1 通を交付する。</u></p> <p>(2) 個別承認を行ったときは、当該承認に係る申請書、審査及び検査の記録並びに承認証明書の写し等の関係書類を一括して整理、保管する。</p>	<p>真の添付は、省略して差し支えないものとする。</p> <p>(個別承認の際の審査及び検査)</p> <p>14—2 個別承認の場合の申請書類の審査及びコンテナの検査については、次による。</p> <p>(1) <u>提出された申請書及び添付書類の審査及び提示されたコンテナの検査は、主としてコンテナ条約附属書 1 《税関の封印を施して行う運送を認められるコンテナにつき適用する技術上の条件に関する規則》又は TIR 条約附属書 6 の「税関の封印を施して道路走行車両によつて行う貨物の国際運送を認められるコンテナにつき適用する技術上の条件に関する規則」及び後記第 3 節《コンテナの技術上の条件に関する細目》に規定するコンテナの技術上の条件（以下「コンテナの技術上の条件」という。）に合致しているかどうかについて行う。</u></p> <p>(2) <u>コンテナの検査は、当該申請に係るコンテナを空の状態にして行うものとし、検査に当たっては、申請者又はその代理人を立ち合わせる。</u></p> <p>(3) <u>検査場所は、原則として港頭地区のコンテナヤード又は税関検査場とする。</u></p> <p>(4) <u>承認の更新のための検査は、修理、改造等を行ったコンテナである場合を除き、外観検査にとどめて差し支えない。</u></p> <p>(個別承認の手続等)</p> <p>14—3 <u>コンテナの個別承認及びその後手続については、次による。</u></p> <p>(1) <u>個別承認は、前記 14—2 の審査及び検査の結果、当該申請に係るコンテナが技術上の条件に関する規則に合致していると認められる場合に、その 1 個ごとに「コンテナの承認証明書」(A—1140) 1 通を申請者に交付することにより行う。</u> <u>この場合において、当該証明書には、承認税関別に一連番号を付する。</u></p> <p>(2) <u>コンテナの承認証明書の記載文字は、日本語及びフランス語とする。</u></p> <p>(3) <u>コンテナの承認証明書に押印する発給機関の公印の印影は、税関様式 A 第 1141 号による。</u></p> <p>(4) <u>承認を行ったときは、当該承認申請書、審査及び検査の記録並びに当該承認証明書の写しを一括して整理、保管する。</u></p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（個別承認の効力）</p> <p>13—4 個別承認は、その承認後 2 年を経過した場合又は<u>コンテナの重要な特徴が変更された場合若しくはコンテナの所有者が変わった場合には、無効となるので留意する。</u></p> <p>（型式承認申請手続）</p> <p>14—1 法第 14 条第 1 項に規定する設計型式による承認（以下「型式承認」という。）の申請は、申請に係るコンテナの製造に着手するときに、<u>「コンテナの型式承認申請書」（A—1150）2 通に、当該コンテナの設計図及び仕様書を添えて、当該コンテナの製造工場（製造工場が 2 以上あるときは、これらのうち主たる製造工場）の所在地を所轄する税関の本関の保税取締部門に提出することにより行わせる。</u></p> <p>（型式承認の際の審査及び検査）</p> <p>14—2 型式承認の際の審査及び検査については、次による。</p> <p>(1) <u>型式承認の際の審査は、主として、コンテナの技術上の条件に合致しているか否かについて行う。</u></p> <p>(2) <u>コンテナの検査は、原則として、当該コンテナの製造工場又は税関検査場において、当該申請に係る型式により製造されたコンテナの見本等を提示させ、提出された設計図及び仕様書どおりに製造されているか否かに留意して行い、申請者又はその代理人を立ち合わせる。</u></p>	<p>（個別承認の効力）</p> <p>14—4 個別承認は、その承認後 2 年を経過した場合又は<u>重要な特徴が変更した場合若しくは所有者が変わった場合には、無効となるので、留意する。</u></p> <p>（型式承認申請手続）</p> <p>15—1 法第 15 条第 1 項に規定する設計型式による承認（以下「型式承認」という。）の申請は、当該申請に係るコンテナの製造に着手する時に、<u>当該コンテナの製造工場から「コンテナの型式承認申請書」（A—1150）2 通に、当該型式の設計図、仕様書及び次の事項を記載した誓約書を当該製造工場の所在地を所轄する税関の本関の保税取締部門に提出することを求めることにより行うものとする。</u></p> <p><u>なお、当該製造工場が 2 以上あり、かつ、所轄する税関が異なるときは、申請に係る書類の写しを必要部数提出することを求めるものとする。当該申請に基づき承認を与えた税関は、それらの写しを関係税関に送付する。</u></p> <p>(1) <u>税関検査のために必要な当該型式のコンテナの見本を税関に提示すること。</u></p> <p>(2) <u>税関が必要と認めるときは、いつでも当該型式の製造工程中にあるコンテナを検査することができるようにすること。</u></p> <p>(3) <u>設計上のどのような変更も事前に税関に届け出ること。</u></p> <p>(4) <u>承認コンテナには、令第 19 条に規定する承認板を取り付けるほか、当該型式の記号及び番号並びに当該コンテナの製造番号を表示すること。</u></p> <p>（型式承認の際の審査及び検査）</p> <p>15—2 型式承認に係る申請書類の審査及びコンテナの検査については、次による。</p> <p>(1) <u>提出された申請書、設計図等の審査は、主として、コンテナの技術上の条件に合致しているかどうかについて行い、当該規則に合致していない箇所がある場合には、当該箇所を申請者に指摘して修正させる。</u></p> <p>(2) <u>コンテナの検査は、当該申請に係る型式により製造されたコンテナの見本について、設計図及び仕様書どおりに製造されているか特に留意して行う。この場合の検査に当たっては、申請者又はその代理人を立ち合わせる。</u></p> <p>(3) <u>コンテナの検査場所は、原則として、当該コンテナの製造工場又</u></p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(型式承認の手続等)</p> <p>14—3 型式承認の手続等については、次による。</p> <p>(1) 型式承認は、「<u>型式承認証明書</u>」(A—1160) 1 通に、承認税関別の一連番号その他必要事項を記載のうえ、発給機関の公印（税関様式 A 第 1141 号）を押なつして、申請者に交付することにより行う。</p> <p>(2) 承認証明書に付する<u>上記(1)の番号は、承認税関の税関別符号の後に各税関が暦年ごとに更新する 2 けたの一連番号を付したものとし、当該番号の後に斜線を引き、承認した西暦年号の下 2 けたを付する。</u> (例) 横浜税関において、<u>2012 年</u>に第 13 番目に与えた型式承認番号 213 / <u>12</u></p> <p>(3) <u>型式承認を行うコンテナの製造工場が 2 以上あり、かつ、その所在地を所轄する税関が異なるときは、承認税関が当該型式承認に係る関係書類の写しを関係税関に送付する。</u></p>	<p>は税関検査場とする。</p> <p>(型式承認の手続等)</p> <p>15—3 型式承認に係る承認手続、承認板のコンテナの取付け等については、次による。</p> <p>(1) 型式承認は、<u>前記 15—2 の審査の結果、当該申請に係る型式のコンテナがコンテナの技術上の条件に関する規則及び検査に合致していると認められた場合に、その型式により製造されるコンテナについて包括して「型式承認証明書」(A—1160) 1 通を交付することにより行う。</u></p> <p>(2) 承認証明書に付する承認番号は、各税関の暦年ごとに更新する 2 けたの一連番号とし、その左に承認を与えた税関の税関別符号を前記 9—2 に準じて付し、この番号の後に斜線を引いて、当該承認の年の西暦年号の下 2 けたを付する。 (例) 横浜税関において、<u>1971 年</u>に第 13 番目に与えた型式承認番号 213 / <u>71</u> なお、この承認番号は、「<u>コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則</u>」（昭和 46 年大蔵省令第 57 号）（以下「規則」という。）の別表第 2 「承認板の様式及び型式」の備考 3 により承認板に付することとなる番号であるので留意する。</p> <p>(3) 令第 19 条第 1 項《承認板の取付》に規定する「<u>税関長が指定する方法</u>」とは、当該承認板をコンテナに溶接又はねじ若しくはリベット（ブラインドリベットその他これに類するリベットを含む。）により堅固に固定する方法をいい、また「<u>扉その他税関長が指示する箇所</u>」とは、扉その他の開閉装置又はその付近の見やすい箇所をいう。</p> <p>(4) <u>型式承認証明書の交付を受けた者が、令第 19 条第 2 項《帳簿への記載》の規定により、コンテナに承認板を取り付けた場合には、「承認板取付台帳」(A—1170) を作成させ、これに記載させる。</u></p> <p>(5) 令第 19 条第 3 項《帳簿の記載事項の報告》に規定する帳簿の記載事項の報告は、<u>型式承認後 6 月ごと（当該型式による製造が停止された場合を除く。）に当該 6 月の期間内における承認板の取付事績について取りまとめて行わせる。</u> なお、この場合の報告は、承認板取付台帳の写しを提出することにより行わせることとしても差し支えない。</p> <p>(6) <u>承認板の取付状況については、承認に係る型式のコンテナに税関長が指定した方法により、かつ、税関長が指定した箇所に取り付けられて</u></p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) <u>型式承認を行ったときは、当該承認に係る申請書、審査及び検査の記録並びに承認証明書の写し等の関係書類を一括して整理、保管する。</u></p> <p><u>(承認板の取付け等)</u></p> <p>14-4 <u>令第 18 条に規定する承認板の取付け等については、次による。</u></p> <p>(1) <u>令第 18 条第 1 項に規定する「税関長の指定する方法」とは、承認板をコンテナに溶接又はねじ若しくはリベット（ブラインドリベットその他これに類するリベットを含む。）により堅固に固定する方法をいい、また、「税関長が指示する箇所」とは、扉その他の開閉装置又はその付近の見やすい箇所をいう。</u></p> <p>(2) <u>「コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則」（昭和 46 年大蔵省令第 57 号）別表第 2 備考 3 の規定により承認板に表示する番号は、前記 14-3(2)により承認証明書に付した番号とする。</u></p> <p>(3) <u>令第 18 条第 2 項に規定する帳簿への記載は、型式承認を受けた者に、「承認板取付台帳」（A-1170）を作成させ、これに記載することにより行わせる。</u></p> <p>(4) <u>令第 18 条第 3 項に規定する報告は、例えば、承認板の取付けに疑義が生じた場合等、特に必要があると認められる場合に求めるものとする。なお、帳簿の記載事項の報告に代えて、承認板取付台帳の写しを提出させることとしても差し支えない。</u></p> <p>(5) <u>型式承認を受けたコンテナの製造工場の所在地を所轄する税関は、上記(1)及び(2)の規定どおりに承認板がコンテナに取り付けられているか否かにつき、スポット的に点検する。</u></p> <p><u>(製造前又は製造中における設計型式の変更)</u></p> <p>14-5 <u>コンテナの製造前又は製造中に、次のいずれかに該当する設計上の変更があつた場合には、設計型式が変更されたものとして、新たに型式承認申請を行わせる。</u></p> <p>ただし、下記(6)の接続方法の変更のうち、主要接続金物としてボルト及びナットを使用し、当該ボルトをコンテナの内側から挿入して取付金具又は封印関連装置の上で固定していた場合に、当該ボルトをコンテナの外側から挿入する方法に変更する場合を除く。この場合において、当該コンテナに係る設計型式に承認を与えた税関は、当該変更に係るコンテナの製造前に新たな接続方法に基づく設計図等を提出させるものとする。</p>	<p><u>いるかどうかにつき、スポット的に点検する。</u></p> <p>(7) <u>型式承認に係る承認申請書、審査及び検査の記録、型式承認証明書の写し、帳簿の記載事項の報告書等は一括して整理、保管する。</u></p> <p><u>(設計型式に変更があつた場合の取扱い)</u></p> <p>15-4 <u>法第 15 条第 2 項《コンテナの設計型式による承認》に規定する設計型式について、製造前又は製造中に次のいずれかに該当する設計上の変更があつた場合には、当該設計型式が変更されたものとして、新たに令第 17 条《設計型式によるコンテナの承認申請》に規定する承認申請を行わせる。</u></p> <p>ただし、下記(6)の接続方法の変更のうち、主要接続金物としてボルト及びナットを使用し、当該ボルトをコンテナの内側から挿入して取付金具又は封印関連装置の上で固定していた場合に、当該ボルトをコンテナの外側から挿入する方法に変更する場合を除く。この場合において、当該コ</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 内張りを構成する板の取付け方法の変更</p> <p>(3) 床板の材質の変更又は床板の取付け方法の変更</p> <p>(4) 換気口の取付け位置、個数、構造又はその保護方法の変更</p> <p>(5) 排水口の取付け位置、個数、構造又はその保護方法の変更</p> <p>(6) 開閉装置、封印関連装置及び主要部品の取付け位置、個数、構造又はその接続方法の変更</p> <p>(7)及び(8) (省略)</p> <p>(型式承認の効力)</p> <p><u>14—6 型式承認を受けて製造されたコンテナにつき、製造後において前記 14—5(1)から(8)のいずれかに該当する設計型式の変更が行われたときは、令第 19 条に規定する「技術上の条件に係る特徴に重要な変更があったもの」とみなされるため、当該型式承認は無効となる。</u></p> <p><u>この場合において、型式変更後のコンテナについて新たに承認を受けるときは、個別承認を受けることとなるが、設計型式の変更が行われる前に、新たな型式承認の申請が行われた場合には、これを認めて差し支えない。</u></p> <p>(型式承認を受けた冷凍コンテナの冷凍ユニットの取替え)</p> <p><u>14—7 型式承認を受けた冷凍コンテナに取り付けられている冷凍ユニットを修理、点検又は交換等のため取りはずし、代替として他の冷凍ユニットを取り付けて使用する場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) 原則として、事前に、新たに取り付ける冷凍ユニットに係る設計図及び仕様書を添付した適宜の願書 3 通（税関用、交付用、確認用）を当該冷凍コンテナの管理者又はその委託を受けた者から、当該冷凍ユニットを交換する場所を所轄する税関の本関保税取締部門に提出させる。</p> <p>(2) 代替として取り付けられる冷凍ユニットは、原則として、当初取り付けられていた冷凍ユニットと同一機種のものとする。ただし、同一機種以外の機種の冷凍ユニットを取り付けることがやむを得ないと認められるときは、当該冷凍コンテナの主要構成部分に変更を及ぼさないことを条件として、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、同一機種の冷凍ユニットを取り付ける場合には、設計図等の添付を省略させて差し支えない。</p>	<p>ンテナに係る設計型式に承認を与えた税関は、当該変更に係るコンテナの製造前に新たな接続方法に基づく設計図等を提出させるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 内張りを構成する板の取付けの方法の変更</p> <p>(3) 床板の材質の変更又は床板の取付けの方法の変更</p> <p>(4) 換気口の取付け位置、個数、構造又はその保護の方法の変更</p> <p>(5) 排水口の取付け位置、個数、構造又はその保護の方法の変更</p> <p>(6) 開閉装置、封印関連装置及び主要部品の取付け位置、個数、構造又はその接続の方法の変更</p> <p>(7)及び(8) (同左)</p> <p>(型式承認の効力)</p> <p><u>15—5 型式承認を受けて製造されたコンテナにつき、製造後において前記 15—4(1)から(8)のいずれかに該当する重要な特徴が変更された場合は、当該型式承認は無効となる。なお、変更後のコンテナについて新たに承認を受けようとする場合には、個別承認を要することとなる。</u></p> <p><u>ただし、当該変更が行われる前に、新たな型式承認の申請が行われた場合には、これを認めて差し支えない。</u></p> <p>(型式承認を受けた冷凍コンテナの冷凍ユニットの取替え)</p> <p><u>15—6 型式承認を受けた冷凍コンテナに取り付けられている冷凍ユニットを修理、点検又は交換等のため取りはずし、代替として他の冷凍ユニットを取り付けて使用する場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) 原則として、事前に、新たに取り付ける冷凍ユニットに係る設計図及び仕様書を添付した適宜の願書 3 通（税関用、交付用、確認用）を当該冷凍コンテナの管理者又はその委託を受けた者から、当該冷凍ユニットを交換する場所を所轄する税関の本関保税取締部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>(2) <u>上記(1)により取り付けられる冷凍ユニットは、原則として当初取り付けられていた冷凍ユニットと同一機種のものとする。ただし、同一機種以外の機種の冷凍ユニットを取り付けることがやむを得ないと認められるときは、当該冷凍コンテナの主要構成部分に変更を及ぼさないことを条件として、これを認めて差し支えない。</u></p> <p>なお、同一機種の冷凍ユニットを取り付ける場合には、設計図等の添付を省略させて差し支えない。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) (省略)</p> <p>(4) 航海中等の事故等により貨物保全のためやむを得ず冷凍ユニットを取り替えた場合は、その理由を付した文書をもつて到着地を所轄する税関に遅滞なく届出させるものとする。 <u>なお、届出があつたときは、税関職員が確認のうえ上記(1)から(3)の手続きを行わせる。</u></p> <p>(差押えを受けた場合の届出)</p> <p><u>16—1 令 10 条に規定する免税コンテナが差押えを受けた場合の届出は、「免税コンテナの差押届出書」(A—1100) 1 通を、当該免税コンテナの輸入地を所轄する税関に提出することにより行わせる。なお、この場合における当該免税コンテナの差押え後の再輸出期間は、当初の再輸出期間に当該差押えを受けた期間を加えたものとなるので留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 TIR 運 送</p> <p>(コンテナ輸送が道路走行車両以外の輸送手段によって行われる場合の TIR 条約の適用)</p> <p>2—1 TIR 条約第 2 条に規定する「行程の一部を他の輸送手段によって運送される場合」とは、道路走行車両（コンテナを積載している場合を含む。）による運送の行程の一部において、当該道路走行車両がフェリーボート、貨物船等によって運送される場合をいう。 <u>なお、TIR 条約は、コンテナがその全行程を道路走行車両に積載されて運送される場合に適用があるほか、決議第 211 号によりその行程の一部を船舶その他道路走行車両以外の輸送手段によって運送される場合にも適用がある。</u></p> <p>(運送に使用することができるコンテナ等)</p> <p>3—1 TIR 条約第 3 条(a)に規定する「事前に承認を受けたコンテナ」とは、TIR 条約第 17 条 2 又はコンテナ条約第 7 条の規定により承認を受けたコンテナ及び法第 14 条第 1 項の規定により承認を受けたコンテナで、当該コンテナに所定の承認証明書又は承認板を取り付けているものをいう。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(4) 航海中等の事故等により貨物保全のためやむを得ず冷凍ユニットを取り替えた場合は、その理由を付した文書をもつて到着地を所轄する税関に遅滞なく届出させるものとする。 <u>なお、届出があつたときは、税関職員が確認のうえ上記(1)から(3)の手続きを行わせる。</u></p> <p>(差押えの場合の届出)</p> <p><u>17—1 コンテナ条約第 4 条 2 《免税コンテナの差押え》に規定する免税コンテナの差押えの場合の取扱いについては、次による。</u></p> <p><u>(1) 令第 11 条《差押えの場合の届出》に規定する差押えについての届出は、「免税コンテナの差押届出書」(A—1100) 1 通を当該免税コンテナの輸入地を所轄する税関に提出することにより行わせる。</u></p> <p><u>(2) 免税コンテナにつき、コンテナ条約第 4 条 2 に規定する差押えがされた場合には、当該免税コンテナの再輸出期間に当該差押えの期間を加えたものを差押え後の再輸出期間として処理する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 TIR 運 送</p> <p>(コンテナ輸送が道路走行車両以外の輸送手段によつて行われる場合の TIR 条約の適用)</p> <p>2—1 TIR 条約第 2 条《適用範囲》に規定する「行程の一部を他の輸送手段によつて運送される場合」とは、道路走行車両（コンテナを積載している場合を含む。）による運送の行程の一部において、当該道路走行車両がフェリーボート、貨物船等によつて運送される場合をいう。 <u>なお、TIR 条約は、コンテナがその全行程を道路走行車両に積載されて運送される場合に適用があるほか、決議第 211 号《コンテナによる運送に関する特別の税関規定》によりその行程の一部を船舶その他道路走行車両以外の輸送手段によつて運送される場合にも適用がある。</u></p> <p>(運送に使用することができるコンテナ等)</p> <p>3—1 TIR 条約第 3 条(a)《TIR 運送の条件》に規定する「事前に承認を受けたコンテナ」とは、TIR 条約第 17 条 2 《コンテナの承認》又はコンテナ条約第 7 条《コンテナの承認》の規定により承認を受けたコンテナ及び法第 15 条第 1 項《設計型式により承認されたコンテナの条約等の適用》の規定により承認を受けたコンテナで、当該コンテナに所</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（積荷について税関検査を行う場合）</p> <p>4—2 TIR 条約第 4 条ただし書及び第 13 条の規定により、経由地税関において検査を行うことができる「違法の疑いがある場合」とは、例えば、運送に使用されるコンテナに施されている仕出地税関等の封印に異状が発見された場合、コンテナの承認証明書又は承認板が偽造されている場合、<u>コンテナの技術上の条件</u>に合致しない修理、改造等がコンテナに施されている場合等をいう。</p> <p>（担保の提供及び処分）</p> <p>5—1 TIR 条約第 5 条 1 に規定する「その定める保証」とは、<u>法第 11 条第 1 項</u>の規定により財務大臣が金額及び期間を指定して提供させることができる担保をいう。 なお、<u>法第 11 条第 3 項</u>の規定により税関長が処分を行う場合は、あらかじめその明細を本省に進達するものとする。</p> <p>（運送の期間の経過による関税等の徴収）</p> <p>6—1 封印された道路走行車両によって運送する貨物及び道路走行車両によって運送する封印されたコンテナ内の貨物が関税法第 63 条第 4 項の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しない場合における保証団体及び当該運送の承認を受けた者からの関税等の徴収については、次による。</p> <p>(1) TIR 条約第 6 条第 7 項に規定する保証団体への通知は、保税運送の承認を行った税関長が、「保税運送貨物の指定期間内不到着通知書」（A—2010）を保証団体に送達することにより行う。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（TIR カルネの作成区分）</p> <p>7—1 TIR カルネの作成については、我が国から同一の船舶によって、同</p>	<p>定の承認証明書又は承認板を取り付けているものをいう。</p> <p>（積荷について税関検査を行う場合）</p> <p>4—2 TIR 条約第 4 条ただし書<u>《例外的に行う税関検査》</u>及び第 13 条<u>《積荷の検査》</u>の規定により、経由地税関において検査を行うことができる「違法の疑いがある場合」とは、例えば、運送に使用されるコンテナに施されている仕出地税関等の封印に異状が発見された場合、コンテナの承認証明書又は承認板が偽造されている場合、<u>TIR 条約附属書 6 《税関の封印を施して道路走行車両によって行う貨物の国際運送を認められるコンテナにつき適用する技術上の条件に関する規則》</u>、<u>コンテナ条約附属書 1 《税関の封印を施して行う運送を認められるコンテナにつき適用する技術上の条件に関する規則》</u>及び後記第 3 節（<u>コンテナの技術上の条件に関する細目</u>）に規定する<u>技術上の条件</u>（以下「<u>コンテナの技術上の条件</u>」という。）に合致しない修理、改造等がコンテナに施されている場合等をいう。</p> <p>（担保の提供及び処分）</p> <p>5—1 TIR 条約第 5 条 1 <u>《保証団体の認可》</u>に規定する「その定める保証」とは、<u>法第 12 条第 1 項 《保証団体の担保の提供等》</u>の規定により財務大臣が金額及び期間を指定して提供させることができる担保をいう。 なお、<u>法第 12 条第 3 項 《担保の処分》</u>の規定により税関長が処分を行う場合は、あらかじめその明細を本省に進達するものとする。</p> <p>（運送の期間の経過による関税等の徴収）</p> <p>6—1 封印された道路走行車両によって運送する貨物及び道路走行車両によって運送する封印されたコンテナ内の貨物が関税法第 63 条第 4 項<u>《運送期間の指定》</u>の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しない場合における保証団体及び当該運送の承認を受けた者からの関税等の徴収については、次による。</p> <p>(1) TIR 条約第 6 条第 7 項<u>《関税等の納付についての保証団体への通知》</u>に規定する保証団体への通知は、保税運送の承認を行った税関長が、「保税運送貨物の指定期間内不到着通知書」（A—2010）を保証団体に送達することにより行う。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（TIR カルネの作成区分）</p> <p>7—1 TIR カルネの作成については、我が国から同一の船舶によつて、同</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>一の仕向人に仕向けられたコンテナの場合であつても、当該コンテナが外国において陸揚げ後単一の車両に積載されるかどうか不明であるので、各コンテナごとに作成する。</p> <p>（TIR カルネの使用区分）</p> <p>7—2 6 枚綴り及び 14 枚綴りの TIR カルネの使用区分は、仕出地税関の数、経由国の数及び仕向地税関の数の合計に 2 を乗じた数（ただし、仕向地税関が 2 か国となる場合には、これに 2 を加えた数）が 6 以下の場合には 6 枚綴りのものとし、その数が 6 を超え 14 までの場合には 14 枚綴りのものとする。</p> <p>なお、上記により使用する場合、不要となる証書は、名義人に切り取らせる。</p> <p>（注）TIR 条約第 7 条に規定する附属書 1 の標準様式に合致する TIR カルネには IRU、AIT 又は FIA（前記 5—2 参照）が発給する 3 種類（IRU カルネ、AIT カルネ又は FIA カルネと呼称されている。）のものがああり、それぞれ証書が 6 枚含まれるもの（6 枚綴カルネ）及び 14 枚含まれるもの（14 枚綴カルネ）がある。</p> <p>（TIR カルネの記載要領等）</p> <p>7—3 TIR カルネの記載及びその事務処理は、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) TIR カルネの証書 1 及び証書 2 に記載することとなる「登録番号」は、前記第 1 節 8—2 に準じ、各税関ごとの 6 けたの一連番号とし、当該番号の最初の 1 けたを登録した税関の税関別符号とする。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>（仕出地税関及び仕向地税関の数）</p> <p>8—1 TIR カルネによる担保の下で行う運送に係る仕出地税関又は仕向地税関は、原則としてそれぞれ 1 であるが、次の要件を満たす場合には、2 以上であつても差し支えないので、留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>（仕出地税関における事務処理）</p> <p>9—2 TIR 条約第 9 条の規定により仕出地税関に提示された TIR カルネに係る事務処理については、「TIR カルネの使用規則」によるほか、次による。</p>	<p>一の仕向人に仕向けられたコンテナの場合であつても、当該コンテナが外国において陸揚げ後単一の車両に積載されるかどうか不明であるので、各コンテナごとに作成する。</p> <p>（TIR カルネの使用区分）</p> <p>7—2 6 枚綴り及び 14 枚綴りの TIR カルネの使用区分は、仕出地税関の数、経由国の数及び仕向地税関の数の合計に 2 を乗じた数（ただし、仕向地税関が 2 か国となる場合には、これに 2 を加えた数）が 6 以下の場合には 6 枚綴りのものとし、その数が 6 を超え 14 までの場合には 14 枚綴りのものとする。</p> <p>なお、上記により使用する場合、不要となる証書は、名義人に切り取らせる。</p> <p>（注）TIR 条約第 7 条《TIR カルネ》に規定する附属書 1 《TIR カルネの様式》の標準様式に合致する TIR カルネには IRU、AIT 又は FIA（前記 5—2 参照）が発給する 3 種類（IRU カルネ、AIT カルネ又は FIA カルネと呼称されている。）のものがああり、それぞれ証書が 6 枚含まれるもの（6 枚綴カルネ）及び 14 枚含まれるもの（14 枚綴カルネ）がある。</p> <p>（TIR カルネの記載要領等）</p> <p>7—3 TIR カルネの記載及びその事務処理は、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) TIR カルネの証書 1 及び証書 2 に記載することとなる「登録番号」は、前記第 1 節 9—2（確認番号の通知）に準じ、各税関ごとの 6 けたの一連番号とし、当該番号の最初の 1 けたを登録した税関の税関別符号とする。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>（仕出地税関及び仕向地税関の数）</p> <p>8—1 TIR カルネによる担保の下で行う運送に係る仕出地税関又は仕向地税関は、原則としてそれぞれ 1 であるが、次の要件を満たす場合には、2 以上であつても差し支えないので、留意する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>（仕出地税関における事務処理）</p> <p>9—2 TIR 条約第 9 条の規定により仕出地税関に提示された TIR カルネに係る事務処理については、「TIR カルネの使用規則」によるほか、次による。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 提示された TIR カルネの審査に際しては、当該 TIR カルネが、TIR 条約附属書 1 による標準様式のものであるか、また、我が国の保証団体によって正当に発給されたものであり、現に有効なものであるかどうか等につき審査を行う。</p> <p>(2) 積荷に係る TIR カルネの貨物目録の記載事項の確認は、原則として、前記 9—1 により提出された添付書類により行い、<u>令第 13 条</u>に規定する貨物の検査は、原則として TIR カルネの貨物目録の記載内容と添付書類の記載内容との不一致等の場合にのみ行う。</p> <p>(3)及び(4) （省略）</p> <p>(5) 上記(4)の証明を行つた場合には、<u>証書 1 を切り取つたうえ保管し</u>、TIR カルネは運送人に返付する。</p> <p>（コンテナの検査）</p> <p>9—3 <u>令第 13 条</u>に規定するコンテナの検査は、当該コンテナが前記 3—1（運送に使用することができるコンテナ等）に規定する承認コンテナであるかどうか、また、当該コンテナが承認後修理、改造等が行われたものである場合には、当該修理後の状態がコンテナの技術上の条件を満たすものであるかどうかに重点をおいて行う。</p> <p>（コンテナの施封）</p> <p>9—4 <u>令第 13 条</u>に規定するコンテナの封印は後記 33—1 に定める税関封印を使用し、当該コンテナの扉その他のすべての開閉装置に施すものとする。</p> <p>（輸出貨物の TIR 運送の取扱いの特例）</p> <p>10—2 輸出貨物につき、その輸出の許可税関と船積地税関とが異なる場合で、輸出の許可税関が TIR 運送の仕出地税関となる場合の取扱いについては、次によることとしても差し支えない。</p> <p>(1) 関税法第 63 条第 1 項の運送申告手続は、関税法基本通達 63—16（輸出又は積戻し貨物の運送）に定めるところによる。この場合には、当該輸出許可書の余白に「TIR 運送扱」と朱書し、かつ、封印についての詳細を記入する。</p> <p>(2) TIR カルネの事務処理は、国内運送中に事故があつた場合を除き、<u>經由地搬出税関の行う事務を仕出地税関において、便宜一括して行う</u>。この場合において、TIR カルネの処理については、前記 7—4 によるほか、証書 1 は、仕出地税関が保管し、証書 2 及び TIR カルネは運送人に</p>	<p>(1) 提示された TIR カルネの審査に際しては、当該 TIR カルネが、TIR 条約附属書 1 による標準様式のものであるか、また、我が国の保証団体によつて正当に発給されたものであり、現に有効なものであるかどうか等につき審査を行う。</p> <p>(2) 積荷に係る TIR カルネの貨物目録の記載事項の確認は、原則として、前記 9—1 により提出された添付書類により行い、<u>令第 14 条</u>に規定する貨物の検査は、原則として TIR カルネの貨物目録の記載内容と添付書類の記載内容との不一致等の場合にのみ行う。</p> <p>(3)及び(4) （同左）</p> <p>(5) 上記(4)の証明を行つた場合には、<u>証書 1 を切り取つたうえ保管し</u>、TIR カルネは運送人に返付する。</p> <p>（コンテナの検査）</p> <p>9—3 <u>令第 14 条《コンテナの封印》</u>に規定するコンテナの検査は、当該コンテナが前記 3—1（運送に使用することができるコンテナ等）に規定する承認コンテナであるかどうか、また、当該コンテナが承認後修理、改造等が行われたものである場合には、当該修理後の状態がコンテナの技術上の条件を満たすものであるかどうかに重点をおいて行う。</p> <p>（コンテナの施封）</p> <p>9—4 <u>令第 14 条《コンテナの封印》</u>に規定するコンテナの封印は後記 33—1（<u>TIR 運送に使用する税関封印</u>）に定める税関封印を使用し、当該コンテナの扉その他のすべての開閉装置に施すものとする。</p> <p>（輸出貨物の TIR 運送の取扱いの特例）</p> <p>10—2 輸出貨物につき、その輸出の許可税関と船積地税関とが異なる場合で、輸出の許可税関が TIR 運送の仕出地税関となる場合の取扱いについては、次によることとしても差し支えない。</p> <p>(1) 関税法第 63 条第 1 項<u>《保税運送の申告手続》</u>の運送申告手続は、関税法基本通達 63—16（輸出又は積戻し貨物の運送）に定めるところによる。この場合には、当該輸出許可書の余白に「TIR 運送扱」と朱書し、かつ、封印についての詳細を記入する。</p> <p>(2) TIR カルネの事務処理は、国内運送中に事故があつた場合を除き、<u>經由地搬出税関の行う事務を仕出地税関において、便宜一括して行う</u>。この場合において、TIR カルネの処理については、前記 7—4（<u>仕出地税関と經由地搬出税関とが同一となる場合等の TIR カルネの処理</u>）による</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>返付する。</p> <p>(3) 運送人に返付した TIR カルネは、当該輸出貨物が船積みされるまでの間、運送人において保管させ、その船積み後に貨物の陸揚予定地に送付させる。</p> <p>なお、船積みまでの間に当該輸出貨物の保税運送に事故があつた場合には、返付済の TIR カルネを提出させ、経由地搬出税関において、仕出地税関が前記 7—4 に基づいて記載した TIR カルネの控えにつき、所要の訂正を行う。</p> <p>(4) 上記(3)の事故の報告を受けた税関官署及び当該貨物の搬出地税関は、後記 32—1（事故の場合の手続）に基づき、TIR カルネ及び「TIR カルネによる担保の下で道路走行車両によつて行う貨物の国際運送——証明書」（A—2030）（以下「証明書」という。）に所要の記載を行う。</p> <p>（運送経路の指定）</p> <p>10—3 TIR 条約第 10 条に規定する運送経路の指定は、特に行わない。</p> <p>（保証団体による TIR カルネの確認）</p> <p>11—1 法第 9 条に規定する TIR カルネに係る保証団体の確認は、当該 TIR カルネが外国の保証団体により発給されたものである場合にのみ行わせるものとし、<u>令第 12 条第 2 項</u>に規定する TIR カルネへの記載は、当該 TIR カルネの証書の余白に「<u>コンテナ</u>特例法第 9 条の規定に基づき確認を行った。」旨を記載した上、保証団体のスタンプを押印することにより行わせる。</p> <p>（TIR カルネ等の税関への提示の時期）</p> <p>11—2 TIR 条約第 11 条に規定する TIR カルネの経由地税関及び仕向地税関への提示は、当該 TIR カルネに係るコンテナ及びその積荷を当該 TIR カルネを提示する税関の管轄する保税地域（コンテナヤードを含む。）に搬入した後行わせる。</p> <p>（経由地税関における事務）</p> <p>11—3 TIR 条約第 11 条の規定に基づき、コンテナ及びその積荷並びに TIR カルネが経由地税関に提示された場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 経由地搬出税関における取扱い</p>	<p>ほか、証書 1 は、仕出地税関が保管し、証書 2 及び TIR カルネは運送人に返付する。</p> <p>(3) 運送人に返付した TIR カルネは、当該輸出貨物が船積みされるまでの間、運送人において保管させ、その船積み後に貨物の陸揚予定地に送付させる。</p> <p>なお、船積みまでの間に当該輸出貨物の保税運送に事故があつた場合には、返付済の TIR カルネを提出させ、経由地搬出税関において、仕出地税関が前記 7—4 に基づいて記載した TIR カルネの控えにつき、所要の訂正を行う。</p> <p>(4) 上記(3)の事故の報告を受けた税関官署及び当該貨物の搬出地税関は、後記 32—1（事故の場合の手続）に基づき、TIR カルネ及び「TIR カルネによる担保の下で道路走行車両によつて行う貨物の国際運送——証明書」（A—2030）（以下「証明書」という。）に所要の記載を行う。</p> <p>（運送経路の指定）</p> <p>10—3 TIR 条約第 10 条<u>《運送経路の指定》</u>に規定する運送経路の指定は、特に行わない。</p> <p>（保証団体による TIR カルネの確認）</p> <p>11—1 <u>法第 10 条《国際道路運送手帳の確認》</u>に規定する TIR カルネに係る保証団体の確認は、当該 TIR カルネが外国の保証団体により発給されたものである場合にのみ行わせるものとし、<u>令第 13 条第 2 項《国際道路運送手帳の確認》</u>に規定する TIR カルネへの記載は、当該 TIR カルネの証書の余白に「<u>コンテナ</u>特例法第 10 条の規定に基づき確認を行った。」旨を記載した上、保証団体のスタンプを押印することにより行わせる。</p> <p>（TIR カルネ等の税関への提示の時期）</p> <p>11—2 TIR 条約第 11 条<u>《TIR カルネ等の税関への提示》</u>に規定する TIR カルネの経由地税関及び仕向地税関への提示は、当該 TIR カルネに係るコンテナ及びその積荷を当該 TIR カルネを提示する税関の管轄する保税地域（コンテナヤードを含む。）に搬入した後行わせる。</p> <p>（経由地税関における事務）</p> <p>11—3 TIR 条約第 11 条の規定に基づき、コンテナ及びその積荷並びに TIR カルネが経由地税関に提示された場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 経由地搬出税関における取扱い</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 提示された TIR カルネは、次の事項に重点を置いて審査する。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 自国用の証書 2 に記載されている前記 10—1 (2) の記載事項の変更の有無</p> <p>ロ 提示されたコンテナ及びその積荷の検査は、原則として、倉主等からコンテナ又は封印について異状が報告された場合に、前記 9—2 及び 9—3 に準じて行う。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) 経由地搬入税関における取扱い</p> <p>イ 提示された TIR カルネは、関税法第 63 条第 1 項の運送申告書として取り扱い、次の事項に重点をおいて審査する。</p> <p>(イ) <u>令第 12 条第 2 項</u>の規定による保証団体の確認の有無</p> <p>(ロ) 及びハ (省略)</p> <p>ロ 及びハ (省略)</p> <p>ニ 上記ハによる証明を行った場合には、証書 1 を<u>切り取った</u>うえ保管し、TIR カルネは運送人に返付する。</p> <p>(仕向地税関における事務)</p> <p>11—4 TIR 条約第 11 条の規定に基づき、コンテナ及びその積荷並びに TIR カルネが仕向地税関に提示された場合の事務処理は、前記 <u>11—3 (1)</u> に準じて行うほか、後記 15—1 (3) による。</p> <p>(船積み)</p> <p>11—5 TIR 運送に係る輸出貨物の船積みについては、次による。</p> <p>(1) 当該輸出貨物に係る国内の保税運送手続が前記 10—1 により行われる場合には、船積みは、証書 2 (到着証明書用、目録兼用) を提示することにより行わせるものとし、当該船積みの確認は、当該証書 2 の余白に行う。</p> <p>なお、船積みを終了した場合には、当該証書 2 を仕出地税関に提示させ、仕出地税関において保管中の証書 1 と照合し、整理の上、返付する。</p> <p>また、当該運送貨物が関税の減免れい税に係るものである場合には、当該貨物の通関を行った税関の輸出担当部門に証書 2 を提出させ、輸出申告書原本について船積みの確認を行う。</p> <p>(2) 当該輸出貨物に係る国内の保税運送手続が前記 10—2 により行われる</p>	<p>イ 提示された TIR カルネは、次の事項に重点を置いて審査する。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 自国用の証書 2 に記載されている前記 10—1 <u>(TIR 運送貨物の国内保税運送手続) の(2)</u>の記載事項の変更の有無</p> <p>ロ 提示されたコンテナ及びその積荷の検査は、原則として、倉主等からコンテナ又は封印について異状が報告された場合に、前記 9—2 <u>(仕出地税関における事務処理)</u> 及び 9—3 <u>(コンテナの検査)</u> に準じて行う。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) 経由地搬入税関における取扱い</p> <p>イ 提示された TIR カルネは、関税法第 63 条第 1 項の運送申告書として取り扱い、次の事項に重点をおいて審査する。</p> <p>(イ) <u>令第 13 条第 2 項</u>の規定による保証団体の確認の有無</p> <p>(ロ) 及びハ (同左)</p> <p>ロ 及びハ (同左)</p> <p>ニ 上記ハによる証明を行った場合には、証書 1 を<u>切り取った</u>うえ保管し、TIR カルネは運送人に返付する。</p> <p>(仕向地税関における事務)</p> <p>11—4 TIR 条約第 11 条 <u>《TIR カルネ等の税関への提示》</u>の規定に基づき、コンテナ及びその積荷並びに TIR カルネが仕向地税関に提示された場合の事務処理は、前記 <u>11—3 の(1)</u>に準じて行うほか、後記 15—1 <u>(TIR カルネの責任解除) の(3)</u>による。</p> <p>(船積み)</p> <p>11—5 TIR 運送に係る輸出貨物の船積みについては、次による。</p> <p>(1) 当該輸出貨物に係る国内の保税運送手続が前記 10—1 <u>(TIR 運送貨物の国内保税運送手続)</u>により行われる場合には、船積みは、証書 2 (到着証明書用、目録兼用) を提示することにより行わせるものとし、当該船積みの確認は、当該証書 2 の余白に行う。</p> <p>なお、船積みを終了した場合には、当該証書 2 を仕出地税関に提示させ、仕出地税関において保管中の証書 1 と照合し、整理の上、返付する。</p> <p>また、当該運送貨物が関税の減免れい税に係るものである場合には、当該貨物の通関を行った税関の輸出担当部門に証書 2 を提出させ、輸出申告書原本について船積みの確認を行う。</p> <p>(2) 当該輸出貨物に係る国内の保税運送手続が前記 10—2 <u>(輸出貨物の</u></p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>場合には、船積みは、当該貨物の輸出許可書を提示して行わせるものとし、船積み終了後、船積確認印を押印した当該輸出許可書を仕出地税関に提出させ、保管中の証書を整理した上、返付する。</p>	<p>TIR 運送の取扱いの特例) により行われる場合には、船積みは、当該貨物の輸出許可書を提示して行わせるものとし、船積み終了後、船積確認印を押印した当該輸出許可書を仕出地税関に提出させ、保管中の証書を整理した上、返付する。</p>
<p>（追加施封） 12—1 TIR 条約第 12 条に規定する経由地税関における追加施封は、仕出地税関が施した封印に損傷があり、補強する必要があると認めた場合を除くほか、原則として省略する。</p>	<p>（追加施封） 12—1 TIR 条約第 12 条<u>《税関封印の尊重》</u>に規定する経由地税関における追加施封は、仕出地税関が施した封印に損傷があり、補強する必要があると認めた場合を除くほか、原則として省略する。</p>
<p>（税関職員の同行等） 13—1 TIR 条約第 13 条に規定するコンテナ運送車両の運行に対する税関職員の同行及びコンテナの運送途中における当該コンテナ及びその積荷の検査は、特に必要があると認められる場合に限り、関税法第 105 条に規定する職務の執行として行う。</p>	<p>（税関職員の同行等） 13—1 TIR 条約第 13 条<u>《税関職員の同行等》</u>に規定するコンテナ運送車両の運行に対する税関職員の同行及びコンテナの運送途中における当該コンテナ及びその積荷の検査は、特に必要があると認められる場合に限り、関税法第 105 条<u>《税関職員の権限》</u>に規定する職務の執行として行う。</p>
<p>（税関検査を行った場合の TIR カルネの処理） 14—1 経由地税関又は運送の途中においてコンテナ若しくは積荷の検査を行った場合には、運送人から TIR カルネを提示させ、その検査実績を証書 2 の第 39 欄に記載するとともに、第 37 欄に記載されている封印に関する事項を訂正し、TIR カルネを運送人に返付する。</p>	<p>（税関検査を行った場合の TIR カルネの処理） 14—1 経由地税関又は運送の途中においてコンテナ若しくは積荷の検査を行つた場合には、運送人から TIR カルネを提示させ、その検査実績を証書 2 の第 39 欄に記載するとともに、第 37 欄に記載されている封印に関する事項を訂正し、TIR カルネを運送人に返付する。</p>
<p>（TIR カルネの責任解除） 15—1 TIR 条約第 15 条に規定する用語の意義及び同条の適用については、次による。 (1) 「次の税関手続」とは、輸入申告、運送申告、<u>蔵（移）入承認申請</u>、滅却承認申請、積戻し申告等をいう。 (2) 「保証団体の責任に代わつて新たな責任が引き受けられる」とは、保証団体の TIR カルネによる保証に代わつて貨物の輸入者、運送者等が関税法第 9 条の 6 に規定する担保の提供を行つて当該貨物に係る関税等の納付等につき新たに責任を引き受けることをいう。 (3) 仕向地税関における TIR カルネに係る責任解除については、前記 11—3(1)によるほか、次による。 イ及びロ （省略）</p>	<p>（TIR カルネの責任解除） 15—1 TIR 条約第 15 条<u>《TIR カルネの責任解除》</u>に規定する用語の意義及び同条の適用については、次による。 (1) 「次の税関手続」とは、輸入申告、運送申告、<u>倉（移）入承認申請</u>、滅却承認申請、積戻し申告等をいう。 (2) 「保証団体の責任に代わつて新たな責任が引き受けられる」とは、保証団体の TIR カルネによる保証に代わつて貨物の輸入者、運送者等が関税法第 9 条の 6 <u>《担保》</u>に規定する担保の提供を行つて当該貨物に係る関税等の納付等につき新たに責任を引き受けることをいう。 (3) 仕向地税関における TIR カルネに係る責任解除については、前記 11—3 <u>（経由地税関における事務）</u>の(1)によるほか、次による。 イ及びロ （同左）</p>
<p>（不可抗力等の用語の意義及びその証明）</p>	<p>（不可抗力等の用語の意義及びその証明）</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>16—1 TIR 条約第 16 条に規定する用語の意義及びその証明については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 貨物が不可抗力によって損壊したことの税関への証明は、警察署長、消防署長その他の公的機関の発行した当該損壊に係る災害に関する証明書を提出させることにより行わせる。</p> <p>(型式承認コンテナの条約等の適用)</p> <p>17—1 他の締約国において、決議第 25 号又は第 26 号により承認されたコンテナについても、同決議により、コンテナ条約及び TIR 条約の規定に基づき承認されたコンテナとして、これらの条約及び法が適用されるので、留意する。</p> <p>(巨大重量貨物に関する用語の意義等)</p> <p>19—1 TIR 条約第 4 章の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、前記コンテナの取扱いに準じて行うほか、次による。</p> <p>(1) TIR 条約第 19 条 2 (a)に規定する「容易に同一性を確認することができる」とは、TIR カルネの貨物目録に記載されている内容により、当該巨大重量貨物及び附属品の性質及び形状等が明瞭に確認できることをいう。</p> <p>(2) TIR 条約第 19 条 2 (b)に規定する「貨物を隠すことができる隠れた場所がないこと」とは、密輸を目的として、貨物を隠すことができる空間、へこみ等の場所がないことをいう。</p> <p>(3) TIR 条約第 21 条 2 に規定する「巨大重量貨物」の表示は、TIR カルネの表紙及びすべての証書の上部の余白に、“Heavy or bulky goods”と記載又は押印することにより行わせる。</p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p>(TIR カルネの免税及び輸入手続)</p> <p>30—1 TIR 条約第 30 条の規定により保証団体が関税等の免除を受けて TIR カルネを輸入する場合の関税等の免除及び輸入手続については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入申告は、「輸入（納税）申告書」（C—5020）3 通を提出させ、その手続は、関税法基本通達第 6 章第 3 節に準ずる。</p>	<p>16—1 TIR 条約第 16 条<u>《不可抗力等の事故による関税等の免除》</u>に規定する用語の意義及びその証明については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 貨物が不可抗力によって損壊したことの税関への証明は、警察署長、消防署長その他の公的機関の発行した当該損壊に係る災害に関する証明書を提出させることにより行わせる。</p> <p>(型式承認コンテナの条約等の適用)</p> <p>17—1 他の締約国において、決議第 25 号<u>《コンテナの設計型式による承認》</u>又は第 26 号<u>《コンテナの設計型式による承認》</u>により承認されたコンテナについても、同決議により、コンテナ条約及び TIR 条約の規定に基づき承認されたコンテナとして、これらの条約及び法が適用されるので、留意する。</p> <p>(巨大重量貨物に関する用語の意義等)</p> <p>19—1 TIR 条約第 4 章<u>《巨大重量貨物の運送に関する規定》</u>の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、前記コンテナの取扱いに準じて行うほか、次による。</p> <p>(1) TIR 条約第 19 条 2 <u>《巨大重量貨物の運送の条件》</u> (a)に規定する「容易に同一性を確認することができる」とは、TIR カルネの貨物目録に記載されている内容により、当該巨大重量貨物及び附属品の性質及び形状等が明りように確認できることをいう。</p> <p>(2) TIR 条約第 19 条 2 <u>《巨大重量貨物の運送の条件》</u> (b)に規定する「貨物を隠すことができる隠れた場所がないこと」とは、密輸を目的として、貨物を隠すことができる空間、へこみ等の場所がないことをいう。</p> <p>(3) TIR 条約第 21 条 2 <u>《巨大重量貨物の表示》</u>に規定する「巨大重量貨物」の表示は、TIR カルネの表紙及びすべての証書の上部の余白に、“Heavy or bulky goods”と記載又は押印することにより行わせる。</p> <p>(4)～(7) (同左)</p> <p>(TIR カルネの免税及び輸入手続)</p> <p>30—1 TIR 条約第 30 条<u>《TIR カルネの関税等の免除》</u>の規定により保証団体が関税等の免除を受けて TIR カルネを輸入する場合の関税等の免除及び輸入手続については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入申告は、「輸入（納税）申告書」（C—5020）3 通を提出させ、その手続は、関税法基本通達第 6 章第 3 節（<u>一般輸入通関</u>）に準ずる。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(TIR 標板の取付等の省略)</p> <p>31—1 TIR カルネによる担保の下で行う貨物の国際運送に用いられる道路走行車両への TIR 標板の取付け並びに封印は、当該コンテナが外国において他の道路走行車両に積載されて運送されることとなることから TIR 条約第 31 条の規定にかかわらず、省略する。</p> <p>(事故の場合の手続)</p> <p>32—1 運送中において、事故により税関の封印が破られ、又は貨物が損壊し、若しくは損傷した場合の取扱いについては、TIR カルネの使用規則の 11 から 14 までによるほか、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 事故の報告書の作成は、当該事故の報告を受け、その処理を行った税関官署の保税取締部門が、上記(1)により提出された証明書に、当該税関官署において行った確認事実、運送人の供述及び公認検定機関の証明書の記載事項等に基づき、英文で作成する。 この場合において、様式中「車両……」とあるのは、「コンテナ」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 経由地搬出税関に貨物及び上記(2)により作成された証明書が付された TIR カルネが到着した場合には、証明書の第 28 欄に税関のスタンプを押印する。 また、当該証明書を作成した税関官署が上記に掲げる TIR 指定税関以外である場合には、経由地搬出税関において、既にコンテナに施されている封印（公認検定機関の施した封印を含む。）に異常がないことを確認したうえ所定の税関封印を施し、証明書の第 22 欄の封印に関する記載事項を訂正する。</p> <p>(TIR 運送に使用する税関封印)</p> <p>33—1 <u>令第 13 条</u>に規定する封印は、次に掲げる税関別の識別記号を付した「セルフ・ロッキング・ストラップ・シール」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【税関封印の形式は省略】</p> <p>注 1 上記税関封印の形式中「3」は、税関別符号を、「03851」は税関別の一連番号を示す。</p> <p>注 2 上記注 1 の税関別符号は、前記第 1 節 8—2 に準ずる。</p>	<p>(TIR 標板の取付等の省略)</p> <p>31—1 TIR カルネによる担保の下で行う貨物の国際運送に用いられる道路走行車両への TIR 標板の取付け並びに封印は、当該コンテナが外国において他の道路走行車両に積載されて運送されることとなることから TIR 条約第 31 条 <u>《「TIR」標板の取付け》</u>の規定にかかわらず、省略する。</p> <p>(事故の場合の手続)</p> <p>32—1 運送中において、事故により税関の封印が破られ、又は貨物が損壊し、若しくは損傷した場合の取扱いについては、TIR カルネの使用規則の 11 から 14 までによるほか、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 事故の報告書の作成は、当該事故の報告を受け、その処理を行った税関官署の保税取締部門が、上記(1)により提出された証明書に、当該税関官署において行つた確認事実、運送人の供述及び公認検定機関の証明書の記載事項等に基づき、英文で作成する。 この場合において、様式中「車両……」とあるのは、「コンテナ」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 経由地搬出税関に貨物及び(2)により作成された証明書が付された TIR カルネが到着した場合には、証明書の第 28 欄に税関のスタンプを押印する。 また、当該証明書を作成した税関官署が上記に掲げる TIR 指定税関以外である場合には、経由地搬出税関において、既にコンテナに施されている封印（公認検定機関の施した封印を含む。）に異常がないことを確認したうえ所定の税関封印を施し、証明書の第 22 欄の封印に関する記載事項を訂正する。</p> <p>(TIR 運送に使用する税関封印)</p> <p>33—1 <u>令第 14 条《コンテナの封印》</u>に規定する封印は、次に掲げる税関別の識別記号を付した「セルフ・ロッキング・ストラップ・シール」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【税関封印の形式は省略】</p> <p>注 1 上記税関封印の形式中「3」は、税関別符号を、「03851」は税関別の一連番号を示す。</p> <p>注 2 上記注 1 の税関別符号は、前記第 1 節 9—2（確認番号の通知）に準ずる。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前				
第 5 章 ATA 条約特例法関係	第 5 章 ATA 条約特例法関係				
<p>（締約国）</p> <p>0-2 条約の締約国は、次のとおりである。<u>平成 24 年 2 月 1 日現在</u></p> <p>アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、ブルガリア、カナダ、<u>チリ</u>、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、<u>エストニア</u>、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、大韓民国、<u>ラトビア</u>、<u>レバノン</u>、<u>リトアニア</u>、ルクセンブルク、<u>マケドニア</u>、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>モンテネグロ</u>、モロッコ、オランダ、<u>ニュージーランド</u>、ノルウェー、<u>パキスタン</u>、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セネガル、<u>セルビア</u>、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、<u>スペイン</u>、<u>スリランカ</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>タイ</u>、<u>チュニジア</u>、<u>トルコ</u>、<u>ウクライナ</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、英国、アメリカ合衆国（<u>68</u> か国）</p> <p>（保証団体による通関手帳の確認）</p> <p>3-1 令第 3 条第 1 項《保証団体による通関手帳の確認》に規定する「税関長がその必要がないと認めた場合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）</p> <p>（注） 下表の団体名は、「（下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。</p> <p style="text-align: right;">（平成 24 年 2 月 1 日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">国 名</td> <td>団体名（国際保証組織に加入している団体）</td> </tr> </table>	国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）	<p>（締約国）</p> <p>0-2 条約の締約国は、次のとおりである。<u>平成 14 年 6 月 30 日現在</u></p> <p>アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、<u>キューバ</u>、キプロス、チェコ、デンマーク、<u>エジプト</u>、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、コートジボワール、大韓民国、<u>レバノン</u>、<u>レソト</u>、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モロッコ、モーリシャス、メキシコ、オランダ、<u>ニュージーランド</u>、<u>ニジェール</u>、<u>ナイジェリア</u>、ノルウェー、中華人民共和国、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セネガル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、<u>スペイン</u>、<u>スリランカ</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>タイ</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、<u>トリニダード・トバゴ</u>、<u>チュニジア</u>、<u>トルコ</u>、英国、<u>アメリカ合衆国</u>、<u>セルビア・モンテネグロ</u>、日本（<u>63</u> か国）</p> <p>（保証団体による通関手帳の確認）</p> <p>3-1 令第 3 条第 1 項《保証団体による通関手帳の確認》に規定する「税関長がその必要がないと認めた場合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）</p> <p>（注） 下表の団体名は、「（下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。</p> <p style="text-align: right;">（平成 18 年 3 月 1 日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">国 名</td> <td>団体名（国際保証組織に加入している団体）</td> </tr> </table>	国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）				
国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）				

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
ALGERIA	Chambre algerienne de Commerce et d'industrie Palais Consulaire, 6 <u>bld</u> Amilcar Cabral <u>P.O.Box</u> 100 Alger 1er Novembre-Alger 16003	ALGERIA	Chambre algerienne de Commerce et d'industrie Palais Consulaire, 6 <u>rue</u> Amilcar Cabral- <u>B.P.</u> 100 Alger 1er Novembre-Alger 16003
ANDORRA	Chambre de <u>Comerc</u> , <u>Industria</u> i Serveis d'Andorra C/Prat de la Creu, 8, Ed. Le Mans, Desp. 204-205 AD500 Andorra la Vella- <u>Principit d'Andorra</u>	ANDORRA	Chambre de <u>Commerce</u> , <u>d'Industrie</u> et des Services d'Andorre C/Prat de la Creu, 8, Ed. Le Mans, Desp. 204-205 AD500 Andorra la Vella
AUSTRALIA	Victorian Employers' Chamber of Commerce and Industry <u>486 Albert Street - East Melbourne Vic 3002</u> G.P.O. Box 4352 - Melbourne Victoria 3001	AUSTRALIA	Victorian Employers' Chamber of Commerce and Industry <u>196 Flinders Street - Melbourne Victoria 3000</u> G.P.O. Box 4352 <u>QQ</u> - Melbourne Victoria 3001
AUSTRIA	Austrian Federal Economic Chamber P.O. Box <u>197</u> A-1045 Vienna	AUSTRIA	Austrian Federal Economic Chamber P.O. Box <u>152</u> A-1045 Vienna
BELARUS	Belarusian Chamber of Commerce and Industry <u>ul kommunisticheskaya 11</u> Minsk <u>220029</u>	BELARUS	Belarusian Chamber of Commerce and Industry <u>Pr.Masherova, 14</u> Minsk <u>220035</u>
BELGIUM	Federation des Chambres de Commerce et d'Industrie de Belgique <u>Avenue Louise 500</u> <u>1050</u> Bruxelles	BELGIUM	Federation des Chambres de Commerce et d'Industrie de Belgique (<u>FCCIB</u>) <u>Rue Montoyer 3</u> <u>B-1000</u> Bruxelles

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>BOSNIA and HERZEGOVINA</u> A	Foreign Trade Chamber of Bosnia and Herzegovina <u>Branislava Djurdjeva 10</u> <u>71000 Sarajevo</u>		
BULGARIA	The Bulgarian Chamber of Commerce and Industry <u>9 Iskar Street</u> - Sofia <u>1058</u>	BULGARIA	The Bulgarian Chamber of Commerce and Industry <u>42 Parchevich Street</u> - Sofia <u>1000</u>
CANADA	The Canadian Chamber of Commerce <u>360 Albert Street, Suite 420</u> Ottawa, Ontario K1R <u>7X7</u>	CANADA	The Canadian Chamber of Commerce <u>350 Sparks Street, Suite 501</u> Ottawa, Ontario K1R <u>7S8</u>
<u>CHILE</u>	<u>Camara de Comercio de Santiago</u> <u>Monjitas 392, piso 3</u> <u>Santiago</u>		
CHINA	China Chamber of International Commerce 1 Fu xing men wai Street - Beijing 100860	CHINA	China Chamber of International Commerce 1 Fuxingmenwai Street - Beijing 100860
COTE D'IVOIRE	Chambre de Commerce et d'Industrie de Cote d'Ivoire <u>6 Avenue Joseph Anoma</u> 01 P.O. Box 1399 -Abidjan 01	COTE D'IVOIRE	Chambre de Commerce et d'Industrie de Cote d'Ivoire 01 P.O. Box 1399 -Abidjan 01
CROATIA	Croatian Chamber of Economy <u>Roseveltov trg 2</u> P.O. Box 630 - <u>10002</u> Zagreb	CROATIA	Croatian Chamber of Economy P.O. Box 630 - <u>10000</u> Zagreb
CYPRUS	Cyprus Chamber of Commerce and Industry <u>Chamber Building 38 Grivas Digenis Avenue</u> <u>& 3 Deligiorgis Street</u> P.O. Box 1455 - Nicosia	CYPRUS	Cyprus Chamber of Commerce and Industry P.O. Box 1455 - Nicosia

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
CZECH REPUBLIC	Economic Chamber of the Czech Republic <u>Freyova 27 190 00 Praha 9 - Vysocany</u>	CZECH REPUBLIC	Economic Chamber of the Czech Republic <u>Argentinska 38 - 170 05 Praha 7</u>
DENMARK	Danish Chamber of Commerce <u>Pakhus 13, Nordhavnsgeade 4 8000 Aarhus C</u>	DENMARK	Danish Chamber of Commerce <u>Borsen - DK-1217 Copenhagen K</u>
<u>ESTONIA</u>	<u>Estonian Chamber of Commerce and Industry</u> <u>Toom-Kooli 17</u> <u>10130 Tallinn</u>		
FINLAND	The Central Chamber of Commerce of Finland P.O. Box 1000 FIN-00101 Helsinki	FINLAND	The Central Chamber of Commerce of Finland P.O. Box 1000 FIN-00101 Helsinki
FRANCE	Chambre de Commerce et d'Industrie de Paris 2 rue <u>Viarmes - 75040 Paris Cedex 01</u>	FRANCE	Chambre de Commerce et d'Industrie de Paris 2 rue <u>Adolphe Jullien - 75001 Paris</u>
GERMANY	Deutscher Industrie-und <u>Handelskammertag</u> <u>e.V</u> <u>D-11052 Berlin</u>	GERMANY	Deutscher Industrie-und <u>Handelstag</u> <u>P.O. Box 1446 D-53004 Bonn</u>
(GIBRALTAR) ①	Gibraltar Chamber of Commerce <u>Watergate House, 2/6, Casemates</u> P.O. Box 29 Gibraltar	(GIBRALTAR) ①	Gibraltar Chamber of Commerce P.O. Box 29 Gibraltar
GREECE	Athens Chamber of Commerce and Industry 7 Akadimias Street Athens 106 71	GREECE	Athens Chamber of Commerce and Industry 7 Akadimias Street Athens 106 71
(HONG KONG	The Hong Kong General Chamber of Commerce	(HONG KONG	The Hong Kong General Chamber of Commerce

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
) ②	<u>3/F Silvercorp International Tower 707 - 713</u> <u>Nathan Road, Mongkok, Kowloon</u>) ②	<u>P.O. Box 852 Hong Kong</u>
HUNGARY	Hungarian Chamber of Commerce and Industry Kossuth Lajos Ter 6-8 H-1055 Budapest	HUNGARY	Hungarian Chamber of Commerce and Industry Kossuth Lajos Ter 6-8 H-1055 Budapest
ICELAND	Iceland Chamber of Commerce House of Commerce IS-103 Reykjavik	ICELAND	Iceland Chamber of Commerce House of Commerce IS-103 Reykjavik
INDIA	Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry Federation House, Tansen Marg New Delhi 110-001	INDIA	Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry Federation House, Tansen Marg New Delhi 110-001
IRAN	Chamber of Commerce, Industries and Mines <u>of Iran</u> 254, Taleghani Ave Tehran 15814	IRAN	<u>Iran</u> Chamber of Commerce, Industries and Mines <u>(ICCIM)</u> 254, Taleghani Ave Tehran 15814
IRELAND	Dublin Chamber of Commerce 7 Clare Street Dublin 2	IRELAND	Dublin Chamber of Commerce 7 Clare Street Dublin 2
ISRAEL	Federation of Israeli Chambers of Commerce <u>Tel-Aviv Chamber Commerce</u> <u>84 Hahashmonaim Street</u> P.O. Box 20027 Tel-Aviv 61200	ISRAEL	Federation of Israeli Chambers of Commerce P.O. Box 20027 Tel-Aviv 61200
ITALY	Unione Italiana delle Camere di Commercio, Industria, Artigianato e Agricoltura Piazza Sallustio 21 IT-00187 Roma	ITALY	Unione Italiana delle Camere di Commercio, Industria, Artigianato e Agricoltura Piazza Sallustio 21 IT-00187 Roma

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
J A P A N	<u>The Japan Commercial Arbitration Association (consignee authorized by the Japan Chamber of Commerce and Industry)</u> <u>Hirose Building, 3-17, Kanda Nishiki-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0054</u>	J A P A N	<u>The Japan Chamber of Commerce and Industry/The Japan Commercial Arbitration Association</u> <u>Taisho-Semei Hibiya Building</u> <u>1-9-1 Yurakucho, Chiyoda-ku - Tokyo</u>
K O R E A	<u>Korea Chamber of Commerce and Industry</u> <u>City Tower Building, Namdaemunno 5-ga Jung-gu</u> <u>Seoul 100 - 741</u>	K O R E A	<u>Korea Chamber of Commerce and Industry</u> <u>G.P.O. Box 25, Chung-ku</u> <u>Seoul 100-743</u>
<u>L A T V I A</u>	<u>Latvian Chamber of Commerce and Industry</u> <u>Kr. Valdemara Street 35</u> <u>Riga LV 1010</u>		
L E B A N O N	<u>Chamber of Commerce, Industry and Agriculture of Beirut and Mount Lebanon</u> <u>Sanayeh, Rue Justnien</u> <u>P.O. Box 11/1801 - Beirut</u>	L E B A N O N	<u>Beirut Chamber of Commerce and Industry</u> <u>P.O. Box 11/1801 - Beirut</u>
<u>L I T H U A N I A</u>	<u>Association of Lithuanian Chambers of Commerce, Indutry and Crafts</u> <u>J. Tumo Vaizganto Street 9/1-63a</u> <u>LT - 01108 Vilnius</u>		
L U X E M B O U R G	<u>Federation Nationale des Chambres de Commerce et d'Industrie de Belgique</u> <u>Avenue Louise 500</u> <u>1050 Brussels</u>	L U X E M B O U R G	<u>Federation Nationale des Chambres de Commerce et d'Industrie de Belgique</u> <u>P.O. Box 10 - B-1040 Brussels</u>
<u>(MACAO) ③</u>	<u>Macao Chamber of Commerce</u> <u>Rue de Xangai 175, Edif. ACM, 5</u>		

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
MACEDONIA	<u>Macao</u> Economic Chamber of Macedonia Dimitrie Cupovski Street No. 13 P.O. Box 324 - Skopje	MACEDONIA, <u>FORMER YUG</u> <u>OSLAV REPUB</u> <u>LIC OF (FY</u> <u>ROM)</u>	Economic Chamber of Macedonia Dimitrie Cupovski Street No. 13 P.O. Box 324 - Skopje
MALAYSIA	The Malaysian <u>International</u> Chamber of Commerce and Industry P.O. Box 12921 - 50792 Kuala Lumpur	MALAYSIA	The Malaysian Chamber of Commerce and Industry P.O. Box 12921 - 50792 Kuala Lumpur
MALTA	The Malta Chamber of Commerce, <u>Enterprise</u> <u>and Industry</u> Exchange Buildings, Republic Street Valletta VLT <u>1117</u>	MALTA	The Malta Chamber of Commerce Exchange Building, Republic Street Valletta VLT <u>05</u>
MAURITIUS	The Mauritius Chamber of Commerce and Industry 3 Royal Street Port Louis	MAURITIUS	The Mauritius Chamber of Commerce and Industry 3 Royal Street Port Louis
<u>MEXICO</u>	<u>Mexico City National Chamber of Commerce</u> <u>(CANACO)</u> <u>Paseo de la Reforma No.42 Col.Centro C.P.</u> <u>06048 Mexico, D.F.</u>		
<u>MOLDOVA</u>	<u>Chamber of Commerce and Industry of the</u> <u>republic of Moldova</u> <u>151 Stefan cel Mare Av.</u> <u>MD-2004 Chisinau - Republic of Moldova</u>		
<u>MONGOLIA</u>	<u>Mongolian National Chamber of Commerce and</u> <u>Industry</u>		

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<u>Mahatma Gandhi street,</u> <u>Ulaanbaatar 17011, Khan-Uul district, 1</u> <u>Khoroo, Mongolia</u>		
<u>MONTENEGRO</u>	<u>Chamber of Economy of Montenegro</u> <u>Novaka Miloseva 29/11</u> <u>Podgorica</u>		
MOROCCO	La Chambre de Commerce, d'Industrie et des Services de Casablanca 98 boulevard Mohammed V Casablanca	MOROCCO	Chambre de Commerce, d'Industrie et des Services de <u>la Wilaya du Grand Casablanca</u> 98 boulevard Mohammed V Casablanca
NETHERLAND S	Amsterdam Chamber of Commerce and Industry P.O. Box 2852 1000 CW Amsterdam <u>De Ruyterkade 5 - 1013 AA Amsterdam</u>	NETHERLAND S	Amsterdam Chamber of Commerce and Industry P.O. Box 2852 1000 CW Amsterdam
NEW ZEALAN D	Wellington <u>Employers</u> Chamber of Commerce P.O. Box 1590 Wellington 6000	NEW ZEALAN D	<u>The Wellington Chamber of Commerce</u> P.O. Box 1590 Wellington 6000
NORWAY	Oslo Chamber of Commerce <u>Henrik Ibsens gate 100</u> <u>0255 Oslo, Norway</u>	NORWAY	Oslo Chamber of Commerce <u>P.O. Box 2874 - Solli - 0230 Oslo</u>
<u>PAKISTAN</u>	<u>ICC Pakistan</u> <u>V.M.House, West Wharf Road</u> <u>P.O.Box 4050 Karachi 74000</u>		
POLAND	Polish Chamber of Commerce <u>ul.Trebacka 4</u> P.O. Box 361 - Warsaw 00 074	POLAND	Polish Chamber of Commerce P.O. Box 361 - Warsaw 00 074
PORTUGAL	Camara de Comercio e Industria Portuguesa	PORTUGAL	Camara de Comercio e Industria Portuguesa

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
ROMANIA	Palacio do Comercio Rua das Portas de Santo Antao 89 <u>1169-022</u> Lisboa Chamber of Commerce and Industry of Romania <u>Bldv. Octavian Goga No.2, Sector 3</u> Bucharest <u>030982</u>	ROMANIA	Palacio do Comercio Rua das Portas de Santo Antao 89 <u>1150-266</u> Lisboa <u>Codex</u> Chamber of Commerce and Industry of Romania <u>2</u> Octavian Goga <u>Street</u> Bucharest
RUSSIA	Chamber of Commerce and Industry of the Russian Federation 6 Ilyinka Street 109012 Moscow	RUSSIA	Chamber of Commerce and Industry of the Russian Federation 6 Ilyinka Street 103684 Moscow
SENEGAL	Chambre de Commerce et d'Industrie de la Region de Dakar 1 Place de l'Independence P.O. Box 118 Dakar	SENEGAL	Chambre de Commerce et d'Industrie de la Région de Dakar P.O. Box 118 Dakar
SERBIA	Serbian Chamber of Commerce <u>Resavska 13-15</u> 11000 Belgrade	SERBIA	Serbian Chamber of Commerce <u>21 Hadzi Ruvimova Street</u> 11000 Belgrade
SINGAPORE	Singapore International Chamber of Commerce 6 Raffles Quay # 10-01 Singapore <u>048580</u>	SINGAPORE	Singapore International Chamber of Commerce 6 Raffles Quay # 10-01 <u>John Hancock Tower</u> Singapore <u>0104</u>
<u>SLOVAKIA</u>	Slovak Chamber of Commerce and Industry Gorkeho 9 816 03 Bratislava	<u>SLOVAK</u> <u>REPUBLIC</u>	Slovak Chamber of Commerce and Industry Gorkeho 9 816 03 Bratislava
SLOVENIA	Chamber of Commerce and Industry of	SLOVENIA	Chamber of Commerce and Industry of Slovenia

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	Slovenia <u>Dimiceva 9</u> SI-1504 Ljubljana		<u>Dimieeva 13</u> SI-1504 Ljubljana
SOUTH AFRICA	South African Chamber of Business P.O. Box 213 Saxonwold, 2132	SOUTH AFRICA	South African Chamber of Business P.O. Box 213 Saxonwold, 2132
SPAIN	Consejo Superior de las Camaras Oficiales de Comercio, Industria y Navegacion de Espana <u>Ribera del Loria 12</u> <u>28042</u> Madrid	SPAIN	Consejo Superior de las Camaras Oficiales de Comercio, Industria y Navegacion de Espana <u>Velazquez 157</u> <u>28002</u> Madrid
SRI LANKA	ICC Sri Lanka <u>Ground Floor, 53 Vauxhall Lane</u> Colombo <u>00200</u>	SRI LANKA	ICC Sri Lanka <u>P.O. Box 1733</u> Colombo <u>7</u>
SWEDEN	The Stockholm Chamber of Commerce P.O. Box 16050 <u>SE-103 21</u> Stockholm	SWEDEN	The Stockholm Chamber of Commerce P.O. Box 16050 <u>S-103 21</u> Stockholm
SWITZERLAND	Alliance des Chambres de Commerce Suisses P.O. Box 5039 CH-1211 Geneva 11	SWITZERLAND	Alliance des Chambres de Commerce Suisses P.O. Box 5039 CH-1211 Geneva 11
THAILAND	Board of Trade of Thailand <u>150/2</u> Rajbopit Road Bangkok 10200	THAILAND	Board of Trade of Thailand <u>150</u> Rajbopit Road Bangkok 10200
TUNISIA	Chambre de Commerce et d'Industrie de Tunis	TUNISIA	Chambre de Commerce et d'Industrie de Tunis 1 rue des Entrepreneurs

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
TURKEY	1 rue des Entrepreneurs 1000 Tunis Union of Chambers and <u>Commodity Exchanges</u> of Turkey <u>Dumlupinar Bulvari No.252</u> <u>06530</u> Ankara	TURKEY	1000 Tunis Union of Chambers <u>of Commerce, Industry and</u> <u>Produce Exchanges</u> of Turkey <u>Ataturk Bulvari 149</u> Ankara
<u>UKRAINE</u>	<u>Ukrainian Chamber of Commerce and Industry</u> <u>33 vul. Velyka Zhytomyska</u> <u>Kiev 01601</u>		
<u>UNITED ARAB</u> <u>EMIRATES</u>	<u>Dubai Chamber of Commerce and Industry</u> <u>P. O. Box 1457</u> <u>Dubai UAE</u>		
UNITED KINGDOM	London Chamber of Commerce and Industry 33 Queen Street London EC4R 1AP	UNITED KINGDOM	London Chamber of Commerce and Industry 33 Queen Street London EC4R 1AP
UNITED STATES	United States Council for International Business 1212 Avenue of the Americas New York N. Y. 10036	UNITED STATES	United States Council for International Business 1212 Avenue of the Americas New York N. Y. 10036
<p>※①GIBRALTAR は本条約の加盟国ではないが、UNITED KINGDOM に包含される。</p> <p>②HONG KONG 及び③MACAO は本条約の加盟国ではないが、CHINA に包含される。</p>		<p>※①GIBRALTAR は本条約の加盟国ではないが、UNITED KINGDOM に包含される。</p> <p>②HONG KONG は本条約の加盟国ではないが、CHINA に包含される。</p>	